

平成18年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成18年12月14日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
12 番 中島 一雄	13 番 田中 孝嗣
14 番 中田 幸子	15 番 小島 進
16 番 川口 東洋	17 番 野並 享子
18 番 小菅 六雄	19 番 原田 薫
20 番 田中榮太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司
24 番 秦 眞治	

不応招議員

11 番 藤下 茂昭

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	馬場 豊
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中榮太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中榮太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名。欠席議員は11番、藤下茂昭君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であります。配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中榮太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第21番、林克君、第22番、荒川泰宏君を指名いたします。

(日程第3)

議長(田中榮太郎君) 日程第3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問一覧のとおり、順次質問を許します。質問にあっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第9号、第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 6番の藤村でございます。本日は2件について質問をさせていただきます。

12月9日に第2回市民活動公開フォーラムが開催され、参加をさせていただきました。まずはじめに、膨大な資料を精査をされまして、短期間のうちにすばらしい条例案をご検討いただきました検討委員会の皆様方のご労苦に心から感謝を申し上げます。

私は、高度経済成長が終わりとなり、野洲市を取り巻く情勢が大きく変わっている中で、野洲市の将来を決める自治基本条例の制定が必要であると実感をしております。早期の制定に向け、賛成の立場であります。

そこで、質問に入る前に釈迦に説法になると思いますが、今なぜ自治基本条例が必要になるかということについて、少しお話をさせていただきたい、このように思います。

かつて高度経済成長の時代の地方自治体は、本来住民がしていたものを住民ニーズとして行政が吸い上げ、行政の仕事として担当してまいりました。その典型的な例が千葉県であります、名前は忘れましたが、ある市の「すぐやる課」というのをつくりました。しかし、国の財政が厳しくなり、三位一体改革による地方交付税の削減が進む中、野洲市では借金である起債の償還額がふえるなどから、家計でいうところの貯金であります財政調整基金を取り崩して、市の会計を切り盛りをしているわけでございますが、その財政調整基金も18年度の末の見込みは10億2,000万程度ということでございますので、19年度予算を組むことすら厳しい状況が現在の野洲市の本当の姿であります。

このような状況で野洲市が生き残っていくために財政再建は避けられませんが、同時に、市民サービスを落とさないまちづくりも必要であります。2兎を追うものは1兎も得ずのことわざがありますが、財政サービスも市民サービスも2兎を追わなければならない。こういう中で、何もかも市が直営でやるのではなく、市民の皆様がやれる部分があるのではないかと、野洲市では、この意味では市民活動10年の積み上げの歴史があるのではないかと、こういう議論が進み、野洲市のまちづくりの仕組みを従来の高度経済成長の制度運営から、子どもや孫に責任が持てるように、市民の皆様とのパートナーシップのまちづくりを基本とした、これからの時代にふさわしい仕組み、制度、運営に変え、そのためには野洲市の憲法である自治基本条例をつくろう、そこには市民参加、また市長にあっては市民への説

明責任など、市長の責務、行政の責務、政策評価など、いろいろのことを条例化しよう。そして、議会についても、その責務を明確に書いて規定しよう。こういうことで、この基本条例が必要だという現状だというふうに思っています。そういうことで、この制定には大きな夢と期待を持っておるものでございます。

そこで、私は3月議会の一般質問におきまして、(仮称)まちづくり基本条例について、将来の野洲市のあり方を基本条例化するためにということで多くの質問をしました。タイムスケジュールとか、委員会の構成、議会との協議などについても質問をさせていただきました。市からはタイムスケジュールについては、18年度内を目指す、この件については議論を要するかもしれないので、遅れるかもしれないと、こういう回答でありました。また、より多くの市民の方々の参画を得る方法を検討していく。本当にみんなが協議をしなければならないということは重々わかっています。

3番目に、議会には一定、折に触れて説明する、その時々で、議会の皆様方と十分協議をしますという説明でありました。しかし、議会への報告につきましては、9月の骨格試案の段階におきまして、一般の市民の皆様方がお知りになった状況で、はじめて議員から請求して、それも議員の宅への戸別訪問による資料提供がされました。議員みんなで議論できる全員協議会をしてほしいということでしたが、全員協議会の報告ではありませんでした。また、今回、私は一般質問で「ほほえみ ときめき条例」の名前がいいのかどうかということについて聞かせていただきましたが、この「ほほえみ ときめき」の名称は、仮称が別称に変わり、また前文が作成された中で愛称に変わっている。こういうことも12月11日にフォーラムの結果報告ということで、議員の担当箱にほうり込まれていただけで説明もなかったことなど、市は議会、市民が一体となって取り組む自治基本条例の情報公開の精神に大幅にかけ離れ、議員が申し上げる意見には何ら考慮されない市の姿勢に対して、疑問や不信を抱かざるを得ない結果となっております。野洲市の憲法でありますまちづくり基本条例の検討内容は、全国の自治体としては最先端的な動きであるだけに、多くの方々が注目をされております。市、議会、市民が大いに議論を深め、よりよいまちづくり基本条例の制定が望まれます。市長の見解をお伺いします。

1、条例に対する市長の思いは、またまちづくりの定義は。(別称)ほほえみ ときめき条例のネーミングは条例に馴染まないのではないかと。2、制定しようとする条例は、自治基本条例なのか、まちづくり条例なのか。今後の条例制定までのタイムスケジュール(期間、策定メンバー、市民への周知)について。3、条例制定の中で、地方自治法や公職選

挙法との関係はどう整理するのか。この3につきましては、法規の総務部長にご回答願います。4、住民投票制度について細部の提案は野洲市の現在の地域の教育力や地域力から妥当なものか。住民発議の場合も自動的に住民投票は実施することになるのか。また、住民投票権には定住外国人は含まれるのか。5、市議会の関わりについてどう考えるのか。また、現在でも二元制の政治システムが三元制になるおそれはないのか。6、国、県など他の政府系機関との関係や他の自治体との連携はどうか。

以上について、お答えを願います。

続きまして、野洲市まちの駅構想の実現についてです。

野洲市では旧野洲町時代から、道の駅とは異なるまちの駅の実現に向け検討され、環境経済部では平成18年3月に野洲市まちの駅基本計画策定業務概要書が作成されました。

今の道路は車の通行を基本に考えたつくりになっていて、人が日常も含め、ただ歩くだけでも歩きづらいものとなっています。まず、休憩する場所がない。トイレがない。どこにどんなものがあるかという情報がない。一方、車にとっては道の駅もあるし、ドライブインもあり、ガソリンスタンドもあります。歩く人のための駅が欲しい、こんな思いが形になったものがまちの駅である、このように考えます。

今回の野洲市まちの駅基本計画策定業務概要書では、まちの駅のこのような基本的な考え方がまとめきれていないように感じられます。

野洲市では旧来の商店のシャッターが次々と閉じられ、お年寄りや子どもたちが住んでいる地域で歩いて買物に行く店は減っています。地域の安心や安全も心配されます。観光振興は当然ですが、地域に活力を与え、安心と安全のまちづくりのためにも、商店街の活性化を目的としたまちづくりが望まれます。しかし、旧来のまちの活性化ですと、商店街組織に入っていなかったり、物を売る店でなければ商店街振興の主役になれません。そんな壁をなくし、やる気があればだれでも手を挙げて自分のお店や施設をまちの駅にすることができまちの駅構想の早期の実現が望まれます。

まちの駅の実現について市長の考えを伺います。1、まちの駅構想の基本的な考え方は。2、まちの駅構想進捗状況は。3、まちの駅構想の実現のポイントは。4、まちの駅連絡協議会との連携は。

以上、よろしく願います。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。昨日から続いて、大変ご苦労さんで

ざいます。

ただいま、藤村議員からの(仮称)まちづくり基本条例についての質問がございました。ちょっと、冒頭におっしゃった話の中で、どうも我々の考えとは、内容のことじゃない、手続きの上でずれがあるような感じを、私は今しました。これの通告書をもっているときにはそうは思わなかったんですが。

我々は、ここにも書いていただいていますように、私は平成7年に野洲の町長に皆様のご支援をいただいて就任をしたときから、「ほほえみ やす」を提唱しながら、いろいろなまちづくりについて取り組んでまいりました。その結果、やっぱり基本となるべきものは、住民の協働によるまちづくり、住民参加によるまちづくりというようなことでまちづくりを進めていかないといけないということで、ずっと取り組んでまいりました。これは、藤村さんもお認めをいただいているところでございまして、16年の合併までにそういう取り組みをしてきた、その積み重ねが今のこれだということなんです。

だから、古いものを持ってきましたけど、これは選挙のときに私、リーフレットで出したときに、ここに公約をしているんです。皆さんと共にまちづくりをしましょうと。理念から、条例から行こうと。私の理念は「ほほえみ やすちょう」の理念で、人権と環境、それともう一つは自分たちのことは自分でやろうと。ここから始まる理念です。その理念を、理念ではいかんのだと、これを条例化してこうと。もっと言うならば、そのときに申し上げたことは、私は合併して土壌づくりをさせてもらうのだという理念を持っていました。そこへ種をまいて、きれいな花を咲かせるのは市民の皆様だと。だから、その土壌づくりに努力をいたしたいという思いをいたしました。しばらく前のときには、土壌づくりにまでいきませんのやと。まだ開墾をしないといかんのだと。まず開墾して土壌づくりだと。こういうことも申し上げたことがございました。そういうことから、この条例を私は、条例の制定権、議会への提案権は私にございます。そういうものやなしに、みんなで条例をつくってもらおうと。そして、議会の皆さんに審議をいただいて、条例を制定していこう、これが筋道なんです。

だから、今の段階で、今年の4月ですか。このいわゆる協議条例の検討委員会の設置を行いました。それから、ずっと毎月平均2回ずつぐらいお集まりをいただいて検討をいただいて、部会ごとにやってもらっているんですが、いまだ私はその内容について報告は受けておりません。この間のまちづくり条例制定意見の交換会のフォーラムがございました。ここで、この12月19日に最終的に委員会がお集まりになって、内容を議論して、

結論を出されて、市長に提言をされるような運びになってきたということです。

だから、私も冒頭から申し上げますが、この委員会の運営とかいろんなことについて、あくまで私は意見を申し上げたこともございませんし、相談を受けたこともございません。まして、今私がこの公の場所で、この条例の内容はこうだ、ああだということはむしろ暴言に近くなるのではないかと。まだ、委員会として結論をお出しになっておられない。その結論をもらって、内部で検討をいろいろと深め、そして議会の皆さんと相談、協議しながら、あるいはご意見をいただきながら、そして条例化にしていくと。それが今後の手続なんですね。だから、細かいことについてお尋ねをいただくんですが、私はそういう内容を具備しておりませんので、答弁として原稿がございますので、それを読み上げて答弁とさせていただきますが、絶対、公の場所で私の私見、意見、あるいは、よい悪いの発言、そうしたことは一切申し上げておりませんし、今日ここでも申し上げるつもりはございませんので、19日が終わってきちとした案を提言をいただいてから、私の意見は十分な議論をして申し上げていきたいという思いをいたしております。

それで、内容等についてこうありますので、細かいことは部長に答弁をいたさせますが、基本的なことのお尋ねがございますので若干申し上げますが、冒頭申し上げましたように、この条例は平成7年、野洲町長に就任以来、「ほほえみ やす」を発信をしてきました。このことは人権と環境を基盤とする中で、市民と企業と行政による協働のまちづくりを進めようということです。ずっと立ち上がってきたんですが、幸いに住民の皆さんの深いご理解をいただいて、そのことが合併にも結びついてきたということです。

そこで、合併を経て、新しい野洲市が誕生したんですが、市といたしましても協働のまちづくりを進めようということで、基本的な判断や行動基準を表した総合計画も今、委員会で検討をいただいておりますし、またその総合計画を具体的に動かす推進装置として、合併後の両町の一体感を醸成する必要がございますので、その辺からまちづくり基本条例をつくっていこうと。これは仮称ですが、こういう感じを持っております。だから、私は先ほど申しましたように、このことを市長の選挙のときに公約をいたしております。それを今、実現をしていこうという思いでございます。

そこで、次にまちづくりの定義をお尋ねでございますが、今まで機会があるごとに私は申し上げております。私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくっていこうとすることを絶えず申し上げておりますし、このことを私は基本にいたしております。そして、地域をよくしたいと思う人々の熱い思いを受けとめて、一人一人の知恵や力を合わせ

て、みんなでよりよいまちに育てていこうということを申し上げております。だから、そのことを、やっぱりまちづくり条例の基本的な位置づけをしていきたい、こういう思いでございます。

次に、「ほほえみ ときめき」のネーミングですね、これがいいのかということなんですが、これは、私はこういう名前にしようということは決して申し上げておりません。これも委員会、あるいは住民の皆さんがこうした場でいろいろと議論して、これがいいじゃないか、馴染める名前じゃないかということをおっしゃって、そういう親しみやすい名前にしていこうということでおっしゃっていただいておりますので、「ほほえみ」あるいは「ときめき」の引用を愛称として決めていこうという提言がございました。それはそれで、市民に親しまれる名前ですからいいと思います。その理念、精神がそうであれば、名前はそれでいいのではないかと思います。いずれにしましても、現在は委員会で素案を検討いただいている段階でございますので、個々のことについては私は発言を控えさせていただいて、その提案を受けた後には深い深い議論をしながら、また、議会の皆さんとも協議をいただき、議会の意見もお聞きして、条例化に進めていきたいという思いをいたしておりますので、ご理解をいただいております。

以下は部長から答弁をいたさせます。

議長（田中榮太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） おはようございます。それでは、2点目以降について、私の方からご回答をさせていただきます。

2点目の自治基本条例かまちづくり条例かというご質問でございますが、全国的に見ますと、自治基本条例とか、協働条例とか、まちづくり基本条例とかいろいろございます。分類上どの条例に属するのかといったことは、検討委員会の段階でございますけれども、意識はされておられません。ただ、野洲市まちづくり基本条例は、市民の皆さんの日ごろの熱心な活動があって、既にさまざまな市民活動として成果を生み出されているものですので、本来ですと他市におきましては、条例を制定して活動されて成果が生まれるわけですが、そういった意味で、本市におきましては検討委員会の段階でございますけれども、市民の皆さんの成果としての条例という形で議論をされていると聞いております。

次に、タイムスケジュールでございますが、先ほど市長が申しましたように、12月の19日に検討委員会、そしてまた12月いっぱいパブリックコメントをされるということで、年が明けまして1月に委員会から条例案の提言をいただき、その後市の案としてまと



めさせていただき、先ほど市長が申しましたように、十分内部での議論、また議会の議員の皆様方との議論等を踏まえまして、3月議会に議案として上程させていただく予定をしております。

3点目につきましては、地方自治法、公職選挙法等の上位法との整合性でございますが、これについては、今後内部で議論をする場合、当然それぞれのポジションがございますので、そのところで十分調整を図ってまいりたいと考えております。

4点目の住民投票条例ですが、議員ご質問の細部の提案、これは今委員会が示されております素案の中の16歳以上の住民を原則とすることだと類推いたしますが、委員会においてもさまざまなご意見がございます。そういう中で、委員会におきましては、現在の教育力や地域力から考えても妥当であると判断されて素案としてまとめられたということと理解しておりますし、先般のフォーラムで、やはりこの件についてもさまざまなご意見が出ておりますので、今後の委員会でまた議論されると思います。また、住民発議や投票権については、別に定めます住民投票条例において、今後、市内部で検討してまいりたいと思っております。

5点目の市議会の関わりにつきましては、市の案としてまとまった段階で、先ほども市長が申しましたように、議員の皆様十分に意見を賜りたいと思っております。

そして、また二元制の問題につきましては、私ども日本国憲法におきまして、地方自治体の首長と議員は住民が直接選挙するという二元性が保障されておりますことから、私どもとしては議員が懸念されている三元制という状況にはなり得ないものと判断しております。

そして、6点目の他の政府機関との関係や他の自治体との連携につきましても、この条例の制定により、現状と何ら変わらないものと考えておりますが、先ほど申しましたように市の案の作成段階で内部で十分検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） おはようございます。ただいまの藤村議員のご質問の中のまちの駅構想についてお答えいたします。

4点ご質問がございましたが、まず1点目の、まちの駅構想の基本的な考え方につきましては、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供し、人と人との出会いと交流を促進するため、まちの駅のテーマである地産地消を生かした食と農や健康・福祉、歴史・文化、

環境、教育・学習、地域産業といった各テーマに基づく活動等を各まちの駅で連携させることで、野洲市のさまざまな情報や地産地消の推進と交流の促進を図りたいと考えております。

2点目のまちの駅構想の進捗状況につきましては、具体的な実施計画にまでは至っておりません。今年度につきましては、農産物の現況の直売所の状況や作付状況等の把握と、消費者への情報提供の方法等について検討しております。また、地産地消の販売施設は、既存施設等も含め関係機関等と協議・検討を進めてまいります。

3点目のまちの駅構想の実現のポイントにつきましては、農家の顔が見える安全・安心な農産物の直販ができる場所と、その場所で得られるさまざまな情報とコミュニケーションであると考えておりますので、市内の随所で展開できるよう既存施設を含めて検討してまいります。また、観光施設やJA、商工会、地産地消推進協議会等との連携も含め、実現に向けた検討を行っていきたいと考えております。

4点目のまちの駅連絡協議会との連携については、当連絡協議会は全国のまちの駅をネットワーク組織で連携し、地域を超えた交流を目的にしているものであり、整備ができましたら、連携を図っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） それでは、まず最初に条例についての再質問をさせていただきます。

市長がおっしゃっていることは十分わかっているんです。だから、今回、条例の中身を聞こうということではない。基本的には市長や市の担当者がどういう思いでやってきたのか。それと、それが本当に正しかったのかということを検証させていただいているということです。いろいろ市長おっしゃったんですが、4月とおっしゃいましたが、実際は第1回目は6月26日、それから毎月1回。8月はありません。次は9月です。そして、全体会議をほとんどせずに、班長会議を運営されていますので、市長、ちょっと違う情報を聞いておられるのと違うかと思うので、私は検討委員会の皆さん方は本当にご努力されたというふうに思っていますので、検討委員会の皆様方がおまとめになった内容を云々としておっしゃっていませんから、その辺は市長も誤解のないようにしていただきたいと思います。

それで、市長は今、作文の方を読まれたんですけども、その中で市長の思いを聞かせていただきましたが、やはり市長は公約の中でおっしゃっているということは、当然、な

ぜ要るんだと。それが、まちづくり基本条例は、皆さん方が積み上げてきた成果の条例だというのなら、端的に言いましたら市民活動促進条例でいいんです。それを市民の皆さん方がどのようにこの地域の中で活動してもらえるかということを決めるのなら、市民活動促進条例でいいんです。ところが、3月の議会では基本条例ですと。だから、まちのさまざまなことを決めますと。これは、そのようにおっしゃいました。だから、基本的には基本条例をつくるということであれば、まちのさまざまな中の1つが市民の活動のあり方がありますし、それ以外に市のあり方、議会のあり方、また行政評価の問題、総合計画との関連、いろんなことを決めていかなければならないわけです。当然市長は検討委員会をつくられた段階で、市長の思いをきちっと検討委員会の皆さんに伝える必要がある。この辺はどうされたのか、もう一度お伺いします。今のが1点です。

それと、まちづくりの定義ですが、当然市長としては自治基本条例策定にあたってのまちづくりですから、まちづくりというのは市長の理念も当然大事ですが、基本条例に入れるまちづくりというのは、地域における問題解決とか、地域をいかに運営するかという観点の中で、やはり条例をまとめていくということが必要なので、それをどのように検討委員会の皆様方にお頼みいただいたのか。これが第2点です。

3点目の「ほほえみ ときめき条例」ですが、当然市長は、私は知りません、委員会がお決めになった、このようにおっしゃるのはよくわかっております。ただ、私は、この条例はまちの憲法であるだけに、名が体を表すように、まちづくり基本条例、もしくは自治基本条例とすべきだと思っています。この前のフォーラムの会場で、コーディネーターの野村先生が分散会に参加をちょうどしていただきまして、ご質問をさせていただきましたところ、先生からも、戸籍に愛称をつけるわけやありませんでしょう、これはふさわしくないですよということで、説明も聞かせていただきました。これは、市民活動促進課長の橋さんも同席されてますので聞いておられますが、この言葉も含めて、もう一度この名称についてはお答えをいただきたいと思っています。

続きまして、条例は自治基本条例かまちづくり条例かということで、それはどうのこうのということをおっしゃったんですが、基本的には皆さん方、3月に聞かせていただいたように、自治基本条例としてつくりますということですよ。自治基本条例というのは、先ほども申しましたようにいろんなそういう内容を決めていく。当然その中には、市議会の役割もこのようにしますということで入れていくんですが、4つのタイプがありまして、自治基本条例と行政基本条例、住民参加条例、そして理念、こう4つのタイプがあるんで

すね。このうちの自治基本条例を選ばれたということなら、やはりそれはそれできちっとしたものにしなければならないのですが、市民の皆さんの成果としての条例は、最初に言いましたのと同じように住民参加条例だというふうに思っているのですが、そうではないのか。もう一度、これを聞きます。

タイムスケジュールですが、タイムスケジュールは3月議会の提案ということですが、本当に検討委員の皆さん方にはご苦勞をいただいております。3月に一般質問したときには、当然これは基本、最高規範であります憲法をつくるんだから、もう3月ということにこだわりなく遅れるかもしれないというニュアンスの答弁でありましたが、市長や市担当者が3月議会に提案するということを強引に進められたのではないかというふうに思っています。といいますのは、委員会の傍聴の方々からの意見も、さらに多くの人々の議論が必要で、拙速はよくありませんという声は何人もございました。その意見の対して委員会の回答、これは当然事務局が書いているのです。それは政策推進課、もしくは市民活動促進課が書いているのですが、その回答はすべて来年4月の施行の前提を崩そうとしない回答を出されておりました。傍聴の意見を幾つか言います。

1、班で話し合われたまとめを、班長さんからでなく行政の方が発表されるのは違和感を感じました。

2、委員長による今までの経緯説明がありましたが、策定プロセスとしては10年間というのは乱暴な論理だと。まちづくり基本条例そのものの策定プロセスとしては、この委員会発足後6月26日からだと。それと、中日新聞掲載の市幹部コメントを十分議論されていないというのは、むしろ実態を示しているのではないかと。自治会では基本条例のことを知らされたことはなく、ましてや意見を求められたことも全くありません。市民が議論できる機会をもっと設けるべきです。4月1日施行という日程を先行させるべきではありません。実質議論が不十分なままで条例施行となれば、多くの市民が関与することも知ることなく、行政から与えられた条例ということになります。これに対する回答を、来年4月に施行することを目指して検討していますとなっていますね。

次の傍聴者の皆さん方ですが、新聞の報道でしりに火がついたようで、急にスピードアップしたようですね。もう1年じっくり審議、特に市民への周知に時間をかけてはどうでしょうか。私は岸和田市と大和市に追いつき追い越すほど、野洲市の民意が進んでいるとは思いません。段階を経るべきです。先例を学ぶことはあっても、先を追い越す必要はありません。拙速はよくありません。この内容につきましても、来年4月に施行することを

目指して検討しています。こういう内容です。

市民団体の中には、本当にこの自治基本条例の内容を一々勉強しながら、30回以上の学習会を開かれている団体もあるんですよ。やっぱりそういう団体の皆さん方、これが不十分ではないかというような思いもされています。フォーラムの分散会で、この会員のお1人と同じ分散会でありましたが、学習の成果を発表されると共に、市がまとめることにのみ急いでいることを大変危惧されまして、3月にこだわらず、もっと議論が必要であると、その皆さん方はおっしゃってありました。

それで、質問します。検討委員さんに議論を尽くす十分な時間を市として与えることができたのか。

2番目、3月議会上程にこだわらず、すべての自治会で議論をしてもらう。また、高校生の皆さん方を対象のフォーラムの開催なども検討することができないか。これについてお答え願います。

法規の関係ということで総務部長に回答をと言っていたんですが、具体的に聞いていないので総務部長も出てきにくかったのかもわかりませんが。すみません、ここだけちょっとこの内容に入らせてもらいますが、現在、決めている素案の中で、住民投票の第22条にあります住民、第29条の住民の署名による改廃請求、この住民の定義というのは22条に住民が出ていますので、この住民の定義について、総務部長、お答えをいただきたい。これは法規の関係でこのような定義ですということをおっしゃっていただくようお願いします。

それと、総務部長に今、法規の関係を言いましたが、これは住民の定義そのものでも非常にやっぱりややこしいですね。このややこしい内容を、素案に、そのまま市民の皆様方に議論をしていただいて、それが本当に正しいのかどうかということがあります。私は、やはり自治基本条例は市の憲法をつくるのですから、ああでもない、こうでもないという議論の中で時間をかけてきたら、今の2つの住民の定義はどういう定義だったかというのは、もうずっと出てくるというふうに思っています。自治基本条例は市の憲法をつくるのですから、多数決で決するものではなく、本当にイデオロギーとかそういうことも関係なく、みんながオール野洲で作成すべきで、情報を公開して多くの市民が参加するプロセスづくりが一番重要だというふうに考えています。本当は、具体的な方法としては、検討委員会の審議と並行して、情報を一番多く持っておられるのが職員の方々ですから、庁内研究会で議論をされまして、同時に市民で多く勉強されておられる市民団体の方がごさい

ますので、そういう方々と三者が互いにフィードバックしながら、検討委員会の進捗状況にあわせて、自治基本条例を検討していくということが必要であったのではないかなというふうに思っています。

そこで、お尋ねします。現在までの庁内研究会の活動状況、それと成果の報告をお願いします。何もやっていないとは思いませんので、庁内の研究会の活動状況、成果の報告をお願いします。

それと、地域の教育力の問題ですが、実は先回の臨時議会だったか、いつの議会だったか、ちょっと忘れて申し訳ないのですが、実は住民の皆さん方の中には、この野洲市に子育ての間だけ住まいをされて、大人になったら出て行くという方がおいでになるので、非常に困っておりますということを市長はおっしゃいました。それは実態を示していると思うのです。いつまでもこれがふるさとだと思わない市民の皆さん方が育てた子どもが、本当に地域を愛する子どもになってくるのでしょうか。これが、今の野洲の地域の教育力、地域力の実態だというふうに思っていますので、もう一度この点について、政策推進部長にお願いします。

次に、まちの駅についてご質問を申し上げます。まちの駅につきましては、今検討段階でございますので、これ以上、非常に難しい部分もあるというふうに思っておりますが、やはり3月に出ました概要書につきましても、業者に任せるのではなく、内容的に十分議論をしながら進めていただくということが必要ではないかなというふうに思っています。今のままですと、どうしてもこの内容がこの拠点施設をつくっていくというだけのことになってくるんじゃないかというふうに思っているのですが、この概要書を部長お持ちですね、この概要書を見ますと、土地代もありませんね。収支の計算書を見ますと、収入が5,526万円、支出が5,000万5,000円、それで、減価償却が528万8,000円。土地代もないし造成費等も見えていないわけですが、そういう計算の中でつくって、なおかつ減価償却が実は建物を45年で見ても、合わせているんですね。だから、これコンサルさんが出してこられたのは、何としても収入に見合う支出にしなければいけないということで、そういう案もつくっておられますので、十分内容を吟味をしていただいて、まず拠点施設ありきというようなことでなく、やっぱり自分のまちをもっともっとよくしていくための方法としてまちの駅をつくっていく、そのためにどうしていくのだということを考えていただきたいと思います。道の駅でない、まちの駅ということでございますので、当然まちの駅というだけに、まちの駅というブランドがありますから、そのためには休憩所も

要る、トイレも要る、そして交流がある、すみません、ちょっと紙がどこかに入ってしまったので、4つの機能を言えませんが、そういう4つの機能のあるまちの駅ということが、きちっとやっぱり前提を守った中でやっていくということが必要だろうと思いますので、まちの駅連絡会というのは、加入する前には事前に社会実験してもらおうということが前提になっておりますので、一度そこに入って、来年度は社会実験をするということで、今後のまちの駅の基本構想をもっともっと明確なものにしていきたいと思います。

以上、再質問を終わります。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再度の質問なんですけど、どうも何かにこだわっておられるように私はとるんですけど、内容の議論よりも。手続の問題として、何で急ぐのかとおっしゃるのですが、私は選挙公約でやっぱり、もう2年、3年目に入れば、物を実現していかなければいけない。だから、冒頭にそう申し上げて、できれば目標は19年の4月から施行できればなど、こんな思いから、1年前から検討いただくということでございまして、委員会で結論に達しないというご意見が出たら、それはそれなりに尊重いたしまして時間をかけますよ。だから、私が何も取り急いでこう決めてくれと言っていることもございませぬし、十分に熟したという時期でございます。まして、この委員さんはご存知でしょうね。23人の委員さんは。だから、こういうあらゆる団体の皆さんに入っていて、つくり上げていただいてきたものですから、私はそれなりの評価ができるかと受けとめております。

それで、どういう指示をしたかという、あるいは提言をしたのか、またヒントを与えたかということなんですけど、それは申し上げますとおり、私が平成7年に旧野洲町の町長に就任して以来、ずっと取り上げてきたことがございます。その時代は、ちょうど野洲町が40周年記念式典をやったときでしたね。それは、またたまたま戦後50年の節目の年であった。こういうときにバブルの崩壊、あるいは混沌といった情勢で、日本の言うなれば失われた10年だということも言われた時代がございました。そういう時期に立って、将来のまちをどのようにつくっていくのかということで、かじ取り役を任されて、やっぱり希望ある未来に何とかしなければならぬという思いから、人権と環境を普遍的な価値観として位置づけまして、そうして協働主義だということを申し上げて、コミュニティーの育成を図ってきました。そういうことがまとまりまして、16年の合併につながったと受けとめておりますので、私はそういう理念だけじゃなしに、やっぱりそれを1つ

の法令化して、根拠付けをしていこうというのがこの条例でございますから、まちづくり基本条例であるのか、何条例であるのかと。それもちょっと申し上げたいんですが、どうも条例の頭にこだわり過ぎじゃないですか。もっと内容の議論であって、条例の名前をどうするのや、こうするのや、ああするのやと。条例の名前というのは結果的に出てくるもので、そうじゃないですか。

物事を規制する法律・条例でしたら、題目ははっきりしないといかんと思うのですよ。税条例とか、そうでしょう。これは、そうじゃないです。規制するのやなしに、法律・条例というものは規制することを本来目的にした法律なので、したらあかん、したらあかん、したら罰するよと。こういうのが法律やね。しかし、今のこれはそうじゃないのです。こういうことをやっていきましょうという、1つの条例ですからね。だから、規制緩和に結びつくような内容にしていくんですから、私は題目にこだわる必要はないと思うのですよ。だから、皆がおっしゃる題目がよければ、それでいいと思います。

ただ、基本的には、全国的に言われていますのはまちづくり基本条例とか自治条例とか、いろいろな名前があります。だから、名前も皆さんに提言をいただければいいという思いをしておりますので。時間をかけてとおっしゃっていただくなら、委員会でそういう結論を出していただいて、十分な議論をしながらということですので、私もこれだけの重要な、まして言うならば規範となるべき1つの条例ですから、皆さんの意見は十分にお聞きしながら決めていきたいと思っておりますし、議会についても十分な議論をいただくという場所を提供したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。事内容については、部長で答えられるところは答えてもらいますが、まだ成案になっていないという段階ですので、内容についての発言は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の再質問にお答えさせていただきます。

市長が再三再四申し上げておりますように、今現在、委員会で議論をしていただいているということでございますので、今、何点かにわたって藤村議員からご意見が出ました。こういうことも含めまして、今後市としての条例案をまとめていくときに、検討してまいりたいと思っております。

ご質問の中で、検討委員会につきましては、藤村議員がご指摘されましたように、正式に出発しましたのが6月からでございます。第1回目に市長の方から条例制定についての



諮問を行いまして、それ以後議論を重ねていただいているという状況でございます。

そして、先ほどの質問にあったのですが、この条例がまちづくり条例か、自治基本条例か、市民活動促進条例か、どういう部類に入るのかということでございますけれども、先ほどと同じお答えになるわけですが、そういう理念にこだわらないで委員会の中では議論をされていったと。今後、市として条例案をまとめていく段階で、どう整理していくべきかということも議論してまいりたいと考えております。

そして、3点目の「ほほえみ ときめき」の愛称の問題でございますが、これは先ほども市長がお答えいたしましたように、やはり親しみやすいという中で、今現在、委員会の中でこういう愛称を考えられたということでございます。3月議会ということで、私ども、委員会の方にもお願いをいたしました。というのは、やはり昨年度、2カ年をかけてこの条例をということで、18年度ということがございましたので、そういう中で一定委員会の方に期限というので、3月いっぱいということでお話しさせていただいております。

そして、委員会を6月から開催いたしまして、全部公開で行いました。そして傍聴の方のご意見について、また委員会として回答をしていくという形をとらせていただいております。回答が行政の方からということでございますが、これも前にも説明させていただいたように、あくまで行政は事務局としてということで、まとめさせていただいております。

そして、この条例制定に向けての庁内での動きということでございますが、先ほども市長が申しましたように、やはり、委員会の方で十分ご議論をしていただくということで、進めさせていただいております。そういう中で、やはり内部的にはプロジェクトチームを8月からチーム編成いたしまして、これは若干事務レベル、担当者レベルでございますけれども、今まで6回開催し、議論をしております。そして、庁内検討委員会ということで、骨格素案が大体出てきた段階で、部長以上で組織いたしまして、庁内検討委員会ということで、今現在3回開催しております。ここで出ました意見につきましては、事務局の方へ一応庁内検討委員会の意見という形でフィードバックはさせていただいております。

そして、最後に地域の教育力ということで、子育てだけでいく市という形の見解ということで、本当に住民の方が野洲市をふるさとということになっていないんじゃないかというご指摘でございます。そういう意味では、やはり活力あるまちづくりを行う中で、この条例を制定し、市民参画の中で行う中で、やはりそういう人たちが野洲市をふるさとというように子どもたちが誇れる形で進めてまいりたいという希望を持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 藤村議員の方から、住民投票に関して住民の定義についてのご質問でございますが、現時点では私の方からご意見を申し上げる立場ではございませんので、条例素案が提言された段階で判断をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

（発言する者あり）

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩。

（午前9時57分 休憩）

（午前9時57分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のというか、私見ということをお求めでございますが、この議会の場で私見を申し上げることはいかなものかというふうに思っております。ただ、研究会ということですから、住民の定義につきましては広義、狭義がございますので、さまざまな議論が出ておりまして、まだ結論は出ておりませんので、いわゆる外国人さんをどうするか、それから年齢要件をどうするか、住所要件をどうするか。当然、中には在勤の方も含まれるというようなこともあるようですから、そこら辺についての結論は出ておりませんので、どういう考えをされているかということの議論をただで、結論は出しておりません。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） まちの駅に関する再質問にお答えいたします。

まず、まちの駅の考え方でございますが、議員ご指摘の4つの機能、これはまちの駅協議会の方で言われている4つの機能としては、休憩できる、トイレなどの機能、それから丁寧に地域の情報について教える案内の機能、それから出会いと交流をサポートする交流機能、それからほかのまちの駅とのネットワークをしていくという連携機能ということが掲げられておりますので、恐らくこの4つの機能を指して言われているのかと思います。この4つの機能については、私どももまちの駅にぜひ持たせたいということで考えておる

ところでございます。

それから、昨年度の検討の中でございました施設の耐用年数についてのお話ございましたが、昨年度の検討におきましては、拠点施設につきまして農林水産省の補助を受けるということを考えてございました。したがって、農水省の補助金の基準に基づきまして、建物の耐用年数を45年とされているということから、それを使ってございます。

それから、拠点施設についてのご質問がございました。昨年度にまとめましたまちの駅の概要としましては、ご指摘の拠点施設、それからもう1つは、まちの中でのいろんな施設のネットワーク化ということを中心にして、取りまとめてございます。先ほど申しましたように、これについては引き続き検討を行っているところでございます。といいますのは、昨年度にまとめたときよりも、かなり状況がまた動いてきているというふうに考えてございます。1つは、商工会の方で地域振興の計画を今練ってございますが、また来年度は、先ほど来いろいろご指摘の出ています観光の計画もまたまとめようとしてございます。そういったものと、連携をぜひしていきたいというふうに考えてございます。

それから、地産地消につきましても、近隣の町村でかなり大きな施設をつくっていくという話もございますし、また私どもの庁内の中でも、これまで地産地消連絡協議会、それからすまいる号の活動が進められておりますので、そういうところとの連携をどうしていくのかといったような具体的なところをもっと詰めていきたいと思っております。

また、市民のご意見につきましても、昨年度アンケートをとっているのですが、回収率が3割弱というような状態でございます。また、先般も、例えば近江富士団地の周辺の利便施設についても、いろいろとこの議会でもご意見が出ておりますが、そういったこともいろいろ含めて考えていきたいというふうに考えてございますので、ご指摘の社会実験も1つの選択肢とは思ってございますが、昨年度の報告をせっかくまとめたものではございますが、さらに幅広に再検討をしていきたいというふうに考えてございますので、どういうふうにするかを今考えているところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 今、まちの駅の方については、いずれにいたしましてもまちの駅というブランドがありまして、先ほどおっしゃいました休憩、情報発信、交流、連携の機能、まちの駅というブランドでいくとこれが中心になってくるわけですので、その辺も含めて、やっぱりまちの駅の基本構想ということで、市が私どもにお話をされたんですから、

そのところはきちっと、まちの駅はどういうものなのかということを知ってやっていただきたいということと、あと、事業化をこれから検討していく中で、拠点施設ですけれども、農業関係の補助金、また国交省の関係の補助金等を見込んでおられますが、その辺、今後非常に厳しい部分もあるというふうに思っておりますので、もったいないということのないようなことで計画をしていただくように、これは要望であります。

それでは、次に条例なんです、勘違いしているというのは、それは市長の方も勘違いしておられると思うんですよ。要は、今考えているのは、パソコンを知っておられるかどうか分かりませんが、パソコンで言いますとウィンドウズというのがあります。それから、エクセルとかワードとか、いろんなソフトがあるわけですが、我々が今つくろうというのはOSですね。ウィンドウズにするか、マックにするかというものをつくっていかうと。市長は、そのウィンドウズの中にワードも入れましょう、エクセルも入れましょうと。これはおかしいですよということをおっしゃっているんですよ。だから、最高規範でありますから、当然、最高規範である以上、みんなが議論をして、そしてそれが決まったことから個別の条例を決めていく、市民活動をこんなに一生懸命やりましょうということをつくっていくということが大事なので、そうなりますと、最高規範をつくるのにみんなの意見を聞かずに、時間もなく、そして、その中に先ほど申し上げましたようにOSの中にソフトを接ぎ木するようなややこしい形というのは、これはできないと、基本条例ですから。だから、その辺の整理を当然市がして、検討委員さんをお願いをしていくということをしなければならないのに、してなかったということなんで、ちょっと今のOSのどうのこうのというのについては、わかりやすく、また皆さん方で説明をしていただきたいと思いますが、そういうことなんだということをお願いをしていきたいと思っております。

それで、住民投票の問題も何も、私は住民投票がどうのこうのと言ってないんです。ここに出てくる住民というのは、先ほど総務部長がおっしゃったような住民なんです、直接投票の住民というのは、当然地方自治法でいう日本国民たる満20歳以上の住民だと。そうしたら、同じ住民でも、この2種類のとり方があるやないかと。そんなことは、当然法規の者がチェックをして、素案として市民の皆さん方に出したときに、きちっと誤解のないようにしていくというのが当たり前のことで、だから実際に庁内の研究会でそういうことがあったら、素案が出るまでにいろんなことを十分検討して話をしなさいと。そうでないと、議会に出てきて、議会は議会の立場で、あいつら、自分の立場を守るためにつぶしとるのやというようなことになるので、そういう不十分な状況が市の対応として

あります。

最後に言います。もう一度、3月議会に提案するという考え方は変えないのかどうか、最後に1点ご意見を伺います。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 若干、私、先ほど答弁を抜かしているようですが、それはそれとしまして、3月議会には提案いたします。そこで議論をいただきます。議会では審議していただく、もちろん1つの場でもございますし、議員の皆さんにはそれぞれの権限もございます。提案権は私にございますので、提案をさせていただきます。

それと、ちょっと今、市民についてという考えですが、私は市民とは、これは一般論で条例とは関係ないんですが、やっぱりお住まいになる市民の皆さん、これは住所を有される方ですね。それで、市内で働く人も、やっぱりある意味で市民としてとらまえないといけない。学ぶ人もそうです。やっぱり野洲市へ来て、いろんな勉強をしていただく人。それと、やっぱり本市に関わりを持って活動していただいている団体も数多くあるわけですね。だから、いわゆる公職選挙法でいう市民、選挙人ではなしに、一般論でいう市民というものは広くとらまえていくべきではないかなと思います。それが生活の場、活動の場、活躍の場となれば、それはやっぱり市民でいいのではないかと思います。

それともう1点、野洲に住みにくくて出ていかれるという話をしたやないかと。しました。それは、都市計画法の中での市街化区域の面積の小さい問題から、そういうことを申し上げた記憶がございます。教育、福祉、子育てについては、野洲市はすぐれているであろう。しかし、1戸の家を建てて住んでいこうとしたときには、土地が高くて市街化区域が狭いのやと。だから、よそへ出ていかれるという実態がございますよということは申し上げた記憶がございます。住みにくいから出ていかれると言ったことはないと思うんですが、ご了解いただきたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第10号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 第10番、田中良隆でございます。

今ほどは理念の議論がございまして、何かもう少しわかりにくい話もあったわけですが、私は具体的にわかりやすく、簡単明瞭にいきたいと思いますので、それなりのご答弁をいただきたい。

2点を質問をさせていただきます。

病気で長期で欠席して、それでいろんなことをしていたという、そんな公務員が全国的

に問題になっております。奈良やとか京都とか、いろいろ問題が指摘をされておりますが、もちろん、我が野洲市にはそういう問題はないとは思いますが、でも合併以降、かなりの職員が病気休暇という格好で多数の職員が休んでいるという実態がございます。実際に、合併以降に何人ぐらいの職員が、そうやって長いこと病気休暇をとって、また今現在何人ぐらい休んでいるのか。そしてまた、その休んでいる人の給料は仕組みとしてどうなっているのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

2点目は、市税の収納率の向上対策についてですが、昨日も荒川議員、あるいは梶山議員、あるいは一部奥村議員もそういうような質問がございました。関連する部分もあるわけですが、まず市税の収納率を向上するためには、納める人の利便性を向上する、納めやすい環境をつくる。もう一方では、納得してもらえそうな仕組み、公平公正な仕組み、だれもが認めるようなそういう仕組み、その2つが非常に大きな要素になると思います。もちろん、市税、固定資産税から市民税、軽自動車税、国保税、その他、昨日の奥村さんの話ではないですけども給食費も含めまして、下水道、水道、いろいろあるわけですが、うちの庁舎の前に「口座振替推進のまち」という看板が上がっております。実際、口座振替にすることによって、当然利便性は向上すると思います。たまたま、私の地元であります堤の自治会では、堤の自治会費も口座振替にしております。ほとんどそうしております。非常に事務的に、自治会長さんとかの手間が省けて好評なわけですが、そういうことをしております。もちろん税によって、税にもいろいろありましようから、調べるのは難しい部分もあると思いますが、たちまち固定資産税でしたらそんなに入入りすることも多くないわけですから、自治会別にその辺の進捗の状況、率というのはどうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

また、いろいろ、他の市町村等を調べていますと、二度振替の制度を導入してから、かなりの収納率の向上も図れたというのも報道されている部分もありますし、その辺についてもお伺いをしたいと思いますし、また、質問に出していましたがコンビニの収納というのを書いていたんですが、これは梶山さんから20年4月に実施に向けて検討するという。予算は2,000万円近く要するという話も聞いていましたけれども、そのコンビニについてはもう答弁は結構です。それが利便性ですよ。

それともう1点、納得してもらえ公平公正な仕組みという部分では、今現在、野洲市では高額所得者にも固定資産税を減免する制度がございます。これは、ほとんどの市民は知らない人が多いですから、そう大きくなっていないんですが、みんなこういう実態があ

りますというPRをすれば、これはかなりの人がこんなことは納得しない。もちろん、所得の低い人にそういう制度をするというのはあっても当然かと思えますけれどもね。一般市民よりも、かなりレベルの高い所得のある人の固定資産が安くなるような、そういう仕組みはおかしい。こういう制度はいつまで続けられるのか、いつまで続けるつもりなのかをお尋ねをしたいと思えます。

以上、2点です。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中良隆議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、職員の病気休暇についてでございますが、病気により勤務することができない職員に対する取り扱いについては、当市におきましては医師の診断を仰いだ上で、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定によりまして病気休暇を承認いたしております。

その休暇の期間につきましては、同規則の規定によりまして「職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる」必要最小限の期間といたしております。しかし、療養が長引き病気休暇の期間が90日を超える場合につきましては、野洲市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の規定に基づき、分限休職処分を命じております。

合併後の病気休暇等の状況につきましては、1カ月以上の長期にわたる病気休暇を承認した職員は延べ27名ありまして、そのうち病気休暇が90日を超えて分限処分を発令した職員は13名ありました。また、12月14日現在では病気休暇を承認した職員は5名ありまして、そのうち分限処分を発令した職員は3名でございます。

休職者の給与につきましては、分限休職になりますと8割の支給となります。あとは、期末・勤勉手当等の支給につきましても、休職・病気休暇期間に応じまして減算した支給率で支給することとなります。

次に、2点目でございますが、まず、市税の口座振替制度の推進についてでございますが、平成18年度当初の税目別での口座振替の割合は、国民健康保険税が62.44%で最も高く、次いで固定資産税が52.34%、住民税が34.4%、軽自動車税33.16%の順となっております。このように税目で差がありますのは、税の特徴からと思われまして、まず、国保税は他の税よりも納付回数が10回と多いことが高い割合になっていると考えておりますし、固定資産税は毎年の税額の変化が小さく、前納報奨金制度もあ

りまして50%を超えていると考えております。しかしながら、住民税は前年の所得がベースとなっており、所得変動の可能性が高いことから口座振替の利用が低いと考えられ、軽自動車税も自動車の所有変動の可能性が高いことが低い割合に表れていると考えております。

口座振替制度の普及促進は、以前にあった納税組合と共に主要な納付方法として進めてまいりましたが、ご案内のとおり、個人情報保護の観点から納税組合が廃止されたからは、納税者が納付の方法を自主選択することになりましたので、自治会を単位とした状況確認などは行っておられない現状ではございます。また、口座振替は納税者が金融機関へ市税等口座振替依頼書、自動払込利用申込書を提出することにより行ってありますが、支払日は市の指定日となっており、納税者へは納税通知書にておのおのの納期限日に口座から振り替えることをお知らせをいたしています。このように、納税者、金融機関、市役所の三者共通の振替日は、納期の最終日としていますので、預金残額不足で振替不能となった場合は、改めて納付書を直送している次第でございます。

今年度における振替不能による納付書の発送件数は5月から10月末分までで2,389通ございました。平均で毎月約400通、口座振替全体で4.1%を占めております。なお、納税者から再度の振替を希望する旨の申し出があった時は、個別に事務処理を行っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、口座振替の自治会別の進捗率でございますが、先ほど税目別には申し上げましたが、全体の平均で45.42%でございます。旧来からの自治会が、おおむねこれより高い率で、人口急増等の自治会では低い率となっております。

最後に、固定資産の減免についてでございますが、同和対策の中の固定資産税の減免を含む個人的給付事業につきましては、議員より先の9月議会におきましてご質問をいただき、回答を申し上げたところでございますが、野洲市では人権と環境をまちづくりの大きな柱に据えて施策を推進しているところでございまして、人権問題解決のための諸施策を総合的・計画的に推進しなければならないと考え、同和問題の早期解決をその人権問題の中の重要な施策であると位置づけまして同和行政を推進しているものでございます。そうした方針での個人的給付事業につきましては、野洲市同和対策基本計画において、一般対策に創意と工夫を加え、解決を図り実施していくこととしており、なお、それでも解決できない課題については、特別に必要な措置をもって取り組むことで対応しているのが現状でございます。現在の個人施策は、本来、いつまでも続けるべきものではないということ



は認識しておりますが、固定資産税の減免につきましては、土地が妥当な価格で売れない現実、また、土地の売買に関して、いまだに土地差別が存在することは事実でございます、あるいはまた、所得格差がある実態をかんがみましても、今のところ継続すべきではないかと考えております。

なお、現在実施しております個人的給付事業につきましては、野洲市同和対策基本計画期間の5箇年において、事業の成果と課題を踏まえながら見直し等を行っていく所存ですので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩いたします。再開を10時40分とします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは、再質問をさせていただきます。

公務員の優遇の話でございますが、市民感覚としますと、公務員はそういう意味では非常に恵まれているなという、それは一般的に持っておられると思います。公務員の方を前にして言いにくい話ではありますが、3カ月間は100%もらえて、その後1年間は8割、何も仕事をしなくてももらえるという、そんなところでございます。ちなみに、私どもも会社をやっておりまして、社会保険事務所に確認しましたら、病気で休むときは4日目から傷病手当という格好で給与の6割が1年半もらえるということらしいですが、その辺、公務員の方がどうなっているか私は知りませんが、一般的な感覚としますと優遇されているという、そんなイメージは間違いなくあると思います。

こういう、過去に27人、今日現在でも5人ですか、3名が分限ということだそうですが、他の頑張っている職員の士気に影響していないのかなという、その辺はどうかとお尋ねをしたいと思いますし、それと、こういう長いこと休んだ職員は、もちろん今給与の話は聞きましたけれども、人事的には、役職だとかそういうのはどうなっているのかという、それもお聞きをしたいと思いますし、昨日、奥村議員が職員定数の話をされました。結局、休んでいてもその職場が回れば、それはなくても組織として回れるんじゃないか。民間企業では100%そうとは言いませんけれども、それに近いような考え方で取り組んでいるのは間違いなくと思います。その辺をどうお考えかをお聞きをしたいと思います。

ます。過去にずっと、大勢休まれたそうですが、その休んでいる人にどれぐらいの人件費、総額で何千万円ぐらいの人件費を払ってあったのか、その辺の総額をお聞きをしたいと思います。

それと、市税の収納率の話ですが、これも昨日奥村さんから大分、野洲市の税務の担当が頑張っているという、県下で何番だという話がありました。もちろん、それは数字として表れているわけですから、それはそうなんだと思いますが、でもまだ、話を聞いてみますと、一枚岩で全部の担当者が100%の力を出し切って頑張っているという、そうではないという話を一部で聞いたこともございますし、これからも頑張りたいと思います。いろんな方法がありますが、先ほど言いました口座振替は、もうこれ以上しないよということでしたら、市役所の前にあります大きなうっとうしい看板を、即おろさないといけないのと違うかなという気がします。これはもうおろしていただきたいと思いますが、その辺もお答えをいただきたいと思います。

昨日もインターネット、YAHOOのページを見ていますと、公売で、いろんな欲しいなと思う17年式のベンツが340万円だとか、いろいろ出ていました。そういう公売というのも、大きな県、府じゃなくて、市だとかそういうレベルでも出していますし、そういうようなほんとうに強制的に、昨日の答弁でも一部ありましたけれども、やるやるじゃなく、実際に1つ、2つやることが、そうされるんだという意識になって、悪質な滞納者については何とかプラスに働くんじゃないかなという思いがありますので、そういうのも具体的にするのかどうかというのもお聞きをしたいと思います。

それと、1つ税金で忘れていたんですが、先ほどの職員の優遇の話もあったんですが、まさか、職員で市税だとかいろんな使用料だとかを滞納しているのはいないでしょうね。その辺を確認しておきたいと思います。いるかないかだけで結構です。

それと、減免の話ですが、大方の市民はこの制度は納得できないと思いますね。減免制度、もう既に大津や近江八幡市ではありませんし、草津も条件付きで30%の減免だそうです。野洲は無条件で50%なわけですよ。先ほど来、妥当な評価が得られないだとか、あるいは所得格差があるだとか、そんな部長答弁がありました。私も不動産屋さん何人か知り合いがありますので確認をしますと、まあ3割ぐらいはそういうことがあるかもわからんということも聞いています。そういう意味では、草津の条件付き30%というのはなるほどなという数字ですが。それと所得格差というのは、もちろん、私が言っていますのは不公平税制をやめましょうという話ですから、所得の低い人には、それは来年か

らもうゼロに、ゼロというんですか、100%取れという議論じゃないわけですが、当然、激変緩和という対応も必要なことは十分わかりますが、そういうような対応をしていただきたいと思いますし、実際に固定資産税あたりは、そこでもう何十年も住んでおられるわけですから、そんなに勝手に売り買いしてどうこうするようなものじゃありませんから、先ほどの部長答弁にちょっと馴染まないところがあるんじゃないかなという気がします。少なくとも、所得の多い人についてはやめる。せめて住民税非課税の世帯については30%にするだとか、そういうことをしますと、恐らく、たしか前回の私の質問で助役かだれかが1,300万円ぐらいという話があったような気がしますけれども、金額は定かでない。仮に今1,300万円ぐらいでそういう減免がされていたとすると、全体を今50%減免しているのを30%にする。あるいは所得の多い人はやめる。世間並みに所得のある人はやめるということにしますと、恐らく600万円か700万円ぐらいは当然浮いてくるわけですから、そういう浮いてくるのを、仮に本当に所得の低い人に減免するように。そうすれば、だれも文句を言わないし、5万市民はみんな納得すると思います。

私も、昨日インターネットで市の例規集だとかを見ていますと、野洲市同和対策事業に係る固定資産税減免取扱要領を見ていますと、固定資産税だけではなくて、国民健康保険税というのも資産割分書欄がありますから、この2つもそうだと思いますが、こういうのは他にも一般の住民税だとか、他にもこれに絡むような同和対策云々ということで減免されているのがあるのかどうかというのをお聞きをしたいと思います。

それと、1つ気になっていましたのは、前回は気になって少しだけ触れたんですが、前回の私のこれに関する質問で、助役は還付事業という言い方をされたと思います。うなずいておられますから間違いないと思いますが、その還付事業というのを私もホームページをいろいろと調べたんですが、どこにその事業の規則だとか要領というのか、何に基づいてしているのかわからなかったんです。その辺を、きちっとどこに、例規集なり、そういう実施細則なり、そういうのでこうしているというのを示していただきたいと思います。

それと、もともと、先ほどおっしゃった還付事業というのでありましたら、還付事業というのは、もともと誤過納、誤って払い過ぎた税金を返しますよというのが還付事業、地方税法の中ではうたわれておりますが、それを全部もらって半分返しますよというのは還付事業とは言わないと思いますし、また、聞いていますと、それを還付するために職員が現金を持って行っているという。先ほど来、口座振替、当然、一般の還付では、指定される口座に返すために振り込むのが当たり前ですし、そんなもの、現金を持って、国の職員で

も市の職員でもそうですが、そんな返しに行くというシステムはだれが考えてもおかしいと思います。その辺のそういう仕組みというのは、先ほども言いましたようにどこに書いてあるのかを示していただきたいと思ひますし、それも聞いた話によりますと、以前県からこういうシステムはおかしいよということで指摘を受けた、改善しなさいという、いわゆる是正勧告を受けたということを知ったことがあります、そういう事実はあったのかどうか。その辺は、あった、なかった、どちらかの二者択一でご回答いただきたいと思ひますし、こういうシステムそのものをみんなこんなものはおかしいと思ひていると思ひますよ。恐らく、ここの前に座っておられる30人ぐらゐ座っておられますが、後ろに座っておられるメンバーもそうですし、傍聴者の方もそうですが、全部おかしいと思ひておられます。実際にこれを担当している職員というのは、こういう仕組みをおかしいと思ひていないのかどうか、その辺もお尋ねをしたいと思ひますし、もしくはおかしいと思ひえないのかどうか、思ったらいけないのかどうか、その辺もあわせてお伺いをしたいと思ひます。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中議員の再質問でございますが、たくさん言っていましたので漏れがあるかも知れませんが、まず、公務員の優遇の関係につきまして、休職による他の職員への影響ということでございますが、まず、人員的に減りました分につきましては臨時職員等で対応させていただいております。それから、人件費、休職者の支払い総額はということですが、現在手元に資料がございませんのであれなんです、メモの方では約1,400万円ということでございます。また詳しくは調べていきたいというふうにお思ひしております。

それから、なくても組織として回れるのではないかというご質問につきましては、先ほどの臨職等で対応させていただいているというのがご答弁でございます。それから、復歸後の身分はどうかということですが、これも期間にはよりますが、大体は前職に復歸ということで、後は復歸後の昇給等につきましてはそれなりの制限があるということでございます。

それから、振替推進の方策はということで、なければ看板を降ろしたらどうかということではございましたが、これにつきましては、納付書、それから通知書の発送の際に、その部分に振替を推進するための依頼を記載をさせていただいておりますということでございまして、できるだけ振替納税を進めていきたいと思ひております。

それから、悪質滞納者の関係でございますが、これにつきましては給与差し押さえ、それから不動産の差し押さえ等の手続をとらせていただいております。

それから、職員の滞納についてでございますが、これについては私が知る限り、現時点ではございません。

それから、先ほどの固定資産税の減免の見直しについてということでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、今後所得制限関係、それから減免措置の見直し等、他市の例を挙げていただきましたが、私どもの方もこのままでいいとは思っておりませんので、見直しの時期に来ているのではないかと思います。ただ、もともと自立支援の施策の1つとして取り上げてまいりましたので、その自立支援の施策の方の事業等も勘案しながら、見直しはしていきたいと思っております。

それから、還付の根拠ということでございますが、これは9月の議会でも市長の方が述べさせていただきましたが、納税意識の高揚を図るための施策の1つとして取り上げたということでございますので、これは今も変わっておりません。ただ、言いましたように、減免の方法については見直しは図っていく必要があるかと思っております。

それから、還付についての県からの指摘のあるなしはということですが、これはございました。

職員の意識ということでございますが、現在のところ、各職員の方はどうかというのはわかりませんが、施策的に今やらせていただいているものですから、これについては事務としてやらせていただいているということだというふうに理解をいたしております。

先ほど申し上げました職員の休職中の他の職員への士気の影響ということでございますが、これについてはないとは言えませんが、ただ、人員の、仕事量につきましては、先ほど申し上げましたように臨時職員等で減員の確保はさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

今、1,400万円、休んでいる職員には1,400万円という話がありました。27人で、今現在も3人が休んでいて1,400万円ということはないと思います。恐らくその2倍以上ぐらいは出ているんじゃないかなと思いますが、いずれにしてもかなりの額になるのは間違いのないわけでございます。

当然、我々議員、あるいは、もちろん市長も含めてですが、半年も1年も仕事ができない状態であれば、みんな自ら辞表を出さないと得ないようなところに追い込まれるわけですよね。そういう意味では、非常に優遇されているなという感じがします。

野洲市の職員の分限に関する条例というのを見ました。その4条の部分に、「条例に特別の定めのある場合のほかは、いかなる給与も支給されない。」という。分限で休んでいる間はそう書いています。ただ、上手につくってしまして、この「条例に特別の定め」というのを調べてみますと、野洲市給与条例の27条で、この休職の期間が満1年に達するまでは、給料、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ8割を支給することができるという言い方をしています。これは、8割を支給できるなんですよ。8割を支給しなくてはいけないというわけじゃないんです。先日、12月、今月の初めぐらいだったと思いますが、たしか夕方のニュースでやっていたんですが、たまたま見ていたんですが、宝塚市でクリーンセンターかどこかの職員が、朝一息仕事をして、中抜けていて家でテレビを見て遊んでいて、あるいはパチンコへ行っていて、また夕方仕事へ行ってしまうというのが発覚をしまして、ただ、そういうのが発覚してから後も、労働組合との交渉でボーナス、期末手当は100%支払いますという話がありまして、市民だとか議会から猛反発を受けまして、市長は私の権限で、それは100%は支払わないという、いろいろ後でごたごたがあったんでしょうけども、そういう決断、英断をされたというのが報道されておりました。少しでも、そういう意味で6割にするなり5割にするなり、それでなくても非常に恵まれているという一般市民の感覚がありますので、できるだけ市民の感覚に近づけていただきたいということで、これについては市長のコメントをいただきたいと思います。

それと、税金の話ですが、先ほど不動産の差し押さえという話で、ということは、当然競売したということですが、実際にいつごろに何件ぐらいの実績があったのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

それと、ちょっと応援団が入りまして、この現金で返しての還付事業については、税条例違反だという指摘があるわけですが、その辺は違反なのかどうなのか、その辺も確認をしたいと思いますし、これは担当からお聞きをしたいと思います。市長にも最後に聞きたいわけですが。

この減免につきましては、減免だけじゃないんですが、みんなはれものにさわるような対応をしていると思います。公の場で口に出すこと自体をタブー視するような風潮が全体にあるような気がします。19年度の予算編成の方針の中にも、今後の見直しに向けて有

機能的な議論の醸成を進める必要があると。何かわかったような、わからないような、これは何かなというような、どうにでもとれるような文面で書かれておりますし、実際には同和基本計画では、個人施策から一般施策化というのがはっきり打ち出されているわけですから、実際にいつからやるかというのは、もう来年度から少なくとも3割にするだとか、具体的にいつからやるかというのも、最終的には市長の腹一つだと思います。その辺、市長、直接この担当が助役でしたら、でも、助役もいろいろ立場がありますので、言いにくい部分もあると思いますから、市長からもコメントをいただきたいと思います。

以上、終わります。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。私の方からは税の方の関係、差し押さえを先ほど申し上げました。現在、差し押さえの方につきましては、競売まではいってございません。差し押さえをさせていただくことによって納税意識を高めると、納税をしていただくというのが目的でございますので、実際に競売まではいっておりません。それと、かなりの高額の場合ですと、土地の競売ということもございしますが、そこまではいておりません。件数の方、今、ちょっと手元にございませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

それから、今の還付方式が違反かどうかということでございますが、これにつきましては、私どもは違反とは認識はいたしておりません。ただ、わかりにくい制度でございますので、これにつきましては今後方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 100%給付したというのは決まっているようなことをおっしゃったんですが、勤勉手当。やっぱり、これは期間率があるんですよ。ゼロから80%の範囲内で、期間によって。だから、期末手当が100%支給されたということは、若干おかしく思いますし、勤勉手当はもう少し厳しい期間率がありますので、それはルールにのっとってやっていますので。

それと、固定資産税の減免の問題ですが、おっしゃるように、非常に今、特別措置法ができて30年経過するわけですね。私は、その実態に即した減免はやっぱり必要であろうということは感じております。しかし、何度か法律も変わってまいりましたし、経済状況も変わってきたと。ただ、先ほどの答弁では購買力がないからどうのこうのという話もあ

ったんですが、それは客観的な条件としても、施策としてはやっぱり検討すべき時期に来ているのではないかというふうに思いますので、若干、これは私の一存ではいきませんので、やっぱり審議会等のご意見もお聞きしながら、実態に即したことはやっていかないといけないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

これでよろしいですか。はい。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第11号、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、5点につきまして一般質問を行います。

はじめに、野洲養護学校の開校について質問をいたします。

県教育委員会は、現在、近江八幡養護学校を移転し、平成20年4月から野洲養護学校として新たに開校する準備を進めています。同時に、これまでの県内校区の再編とも関連して、通園バスや寄宿舎について、利用基準の変更により、父母から今後について不安が高まっています。野洲市に養護学校が移転・設置されることをかんがみ、諸問題について、市として県教育委員会に要望されるよう求める立場から質問であります。

1点目に、養護学校移転に伴い、これまでの寄宿舎の利用が制限されるということです。事実上、廃止されるに等しいものであります。これまでの場合でしたら、遠距離通学者の寄宿舎という性格と共に、同時に障害児生徒の教育的観点、また、集団生活の中で生活リズムをつくるという点でも、卒業後の社会参加、社会生活を目指す上で、さらに父母の負担軽減という意味でも大きな役割を果たしてきたのが寄宿舎であります。にもかかわらず、県教育委員会は野洲養護学校の開校とあわせて、寄宿舎はつくるが利用対象者は通学90分以上に限定するとしています。このようなことになると、これまでの利用者の大半が利用できなくなります。これは、寄宿舎の果たしてきた役割を否定するもので、父母から批判、不安が広がっています。

県当局は、寄宿舎の利用制限の最大の理由は財政難として、経費削減の一環としています。しかし、このような理由で制限・廃止は許されません。本市に野洲養護学校が開校、設置されるわけであり、我が市の子供も通学する学校でありまして、この地元市として、県当局に寄宿舎存続を強く要望すべきと考えますが、見解を求めます。

2点目に、新幹線栗東新駅についてであります。

この新駅建設と費用負担の問題は、9月定例議会以降も県民の意思は明確であります。

1点目には、滋賀県が新幹線新駅設置に伴う経済波及効果の再検証の結果を発表いたしました。開業10年後の1年当たりの税収効果は従来予想の113億円を下回る82億円



となるなど、大幅に下方修正されました。また、消費・生産効果は2,539億円、従来予想は3,770億円であります。また、人口増は2万4000人、当初は4万5,000人であります。いずれもこれまでの予想を大きく下回っています。さらに、税収面でも従来予想の3割の38億円になるなど、これまで促進協議会が出していた経済波及効果がいかによらず、新幹線新駅を推進するがための過大見込みであることが明らかになりました。

2点目は、地元栗東市においても、市民や議会の意思が改めて示されています。その1つは、10月22日執行の栗東市長選挙であります。選挙結果そのものは現職の國松氏が当選しましたが、当選した國松氏の得票率は41.4%にとどまっています。これは、7月の知事選で推進現職の知事の得票率から見ても7.6ポイント減っています。一方、凍結の田村氏と中止の杉田氏の合計得票は1万7,045票、58.5%と國松氏の1.4倍、また、杉田氏は知事選で中止を訴えた辻義則氏の得票を2,463票増の1.7倍に、得票率も3.9%伸ばしています。つまり、市民は改めてノーの審判を下したのであります。

もう一つは、栗東市議会が10月30日の臨時市議会で國松市長に対して、新幹線新駅工事費の市負担の支払いを差し控えるよう求める決議案を可決しました。決議は滋賀県の嘉田知事が10月分の県負担金の支払いを保留する意向を示したこと、また、大津地裁判決が工事費に充てる起債を違法としたこと、さらに、市長選で凍結、中止を主張した2候補の合計得票が6割になったことなどを挙げ、投資効果や財源問題の説明責任を果たして、市民の理解と賛同が得られるまでの間、執行の差し控えを求めた決議が可決されたのであります。

以上、この間、全県的にも、また栗東市でも改めてノーの意思が表明されたのであります。

そこでお聞きしますが、1点目には、この間の県民、市民の意思表示、さらに栗東市議会で示された決議など、これらについて、市長はどのような見解なのか。

2点目には、市長は来年度の野洲市予算編成に関連して、19年度野洲市の2,400万円の負担分を計上することを表明されましたが、これは明確に市民の意思とはかけ離れています。負担のための計上はやめるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目、野洲市まちづくり基本条例についてお聞きいたします。

地方自治の憲法と言われる野洲市まちづくり基本条例制定のための検討が進められてい

ます。基本条例検討委員会から1月にも提言を受け、市では、来年の3月定例市議会に提案をしたいとしています。

この基本条例は、住民自治を基本に野洲市のまちづくりを推進する上で重要な方針となります。先ほど質疑がありましたが、藤村議員から拙速で議論が不足しているとの指摘がありました。確かに全体を通じて駆け足の感もあります。これはこれとして、引き続き議論を尽くし、同時に3月議会にこだわらず、議会は議会として検討を行う。これは議会の問題ではありますが、機関の設置等も含めて議論を深めるべきと思います。同時に、市長は先ほどの答弁で、まだ正式な提案を受けていないので、具体的、個別的なことは答えられないと言われました。私は、これはいかがなものかと思います。市民レベル、行政レベル、また議会レベルの各段階で議論を尽くすべきであります。それなりの答弁をこの議会で行わないと、市長の主張では3月議会まで議会は何も言うなということになります。議会は議論するところでありまして、それを避けることは、私は民主主義の否定と思います。

それを前提といたしまして、幾つかお聞きしたいと思いますが、今回検討しています基本条例の策定については、合併後の平成17年に市民活動促進委員会が設置されまして、また、この18年度には条例検討委員会が設置され、この間、委員の皆さんによる精力的な協議がされてきました。その努力に敬意を表するものであります。その結果、このほど条例案が示されたわけでありまして、これによりますと、いずれにいたしましても基本条例の構成は、私は大筋で考えますと、1つにまちづくりの方針・目標、2つ目にはそれを担う主体、そして3点目には推進するための市民の権利と参加になっていると思います。

そこで、1点目ではありますが、全国的に住民基本条例を策定する自治体が増加しております。その中で、条例上最も大事なものが、先ほど3点で言いました、その自治体の将来方向を決めるまちづくりの方針・目標であります。検討委員会が明らかにされた案の中でも述べられていますが、野洲市の方針・目標は5点ありますが、とりわけ人権と環境を土台に生きる意味が実感できる地域社会づくりとされています。人権・環境はこれまでの市民・行政で取り組んできた課題でもあります。

そこで、お聞きしますが、合併して3年目に入り、新たなまちづくりという面と、また、今日市民を取り巻く現状から市民の安全と健康を守り、福祉の向上に努めるという地方自治の理念は、条例に今後どのように位置づけられるのか。これは、市としてどう考えておられるのかをお聞きします。

2点目に、まちづくりの方針・目標を推進する上で、まちづくりを担う主体の問題であ

ります。まちづくりを担う主体は、もちろん市民であります。条例案で示された中身で、市民とはの定義で、「市内に住所を有する者、働く者・学ぶ者、及び市に関わり活動する人・団体」とされています。先に言いましたように、まちづくりを担う者とは、当然市民であります。市に関わり活動する人・団体」とはの定義について、市としてはどのような見解なのかをお聞きいたします。

3点目に、まちづくりの方針・目標、これを推進する主体と共に、これを保障する市民への情報と参加の権利も重要であります。

条例案を見させていただきますと、行政情報を知る権利や個人情報保護と共に、まちづくりの参加権を規定しています。この中で、市の重要事項について、市民の意思を確認するための住民投票の実施もうたわれています。住民投票制度の詳細については、条例案を見る限り、今後、別途条例に委ねるためよくわかりませんが、いざ、住民投票請求に際し、発議要件や効力など、市民の意思確認を抑え込むものになってはならないと私は思います。といいますのは、全国的には、住民投票制度を規定したものの、その後、行政の条例提案の中でそのハードルを高くし、事実上、実施が困難な例も見受けられます。この点について、住民投票条例について、どのような見解なのかをお聞きしておきたいと思いません。

いろいろありますが、とりあえず3点といたします。

4点目、基本法ニュースについて、お聞きいたします。

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会は、湖南地域6市の官民で構成されています。この中で、同実行委員会として発行している2006年12月1日号の実行委員会ニュースには、第16回定期総会開催を特集し、これまでの活動報告や今後の活動方針を特集されています。しかし、もう多くは語りませんが、このニュース全体を貫く基調は、先の9月定例議会でも議論、指摘された同和行政、また施策を早期終結すべきという意見に反し、実行委員会の総会での運動方針は、引き続き特別対策として必要であるとしています。先の9月議会で、先ほども市長は言われましたが、同和対策・施策は、これまでではそれなりに必要であったが、しかし、今後については議論すべき時期に来ていると答弁されましたが、しかし、野洲市が参加する実行委員会では、このような方向が見えません。改めて見解をお聞きいたします。

最後に、循環バス・福祉タクシーチケット制度の改善についてであります。

合併後、全市で実施されてまいりました循環バス及び福祉タクシーチケット制度につい

て、いろいろ、今行政で検討の途中であります、一定の改善も必要と思われるので質問いたします。

循環バスについては、今言いましたように制度の見直し、検討がされておりますが、それはそれとして、合併により市の面積が広域になったことにより、市の中心部に行く場合、遠方に住む人については、当然、今の循環バスの運賃制度は高くなります。これまで議論されてきましたように、この循環バスは、市長自身も答弁されましたように、単に交通機関の充実だけでなく、福祉施策としての制度であります。よって、福祉施策の制度であるならば、遠い近いで運賃に差があるのは不公平であります。このことは、福祉タクシーチケット制度も同様と考えます。この制度は、タクシー初乗り運賃について、市内同一交付であります。この件について、例えば市内中心部である野洲病院をはじめ、公共機関に行く場合、遠方では当然初乗り運賃チケットだけでは行けないわけで、高くつくわけであり、簡単に例を言いましたが、いずれの制度も福祉施策として行われているだけに、不公平があってはならないと思います。よって、循環バスについては料金を定額にされること。また、福祉タクシーチケット制度につきましても、制度の性格からタクシーを利用して、次の交通機関へ乗り換えを行うという、例えばそういう観点から、野洲市においては野洲市を起点にして、この補助方法を距離制にするなど改善が必要と考えますが、見解をお聞きします。

以上、一般質問といたします。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の野洲養護学校開校に関する質問にお答えをいたします。（仮称）野洲養護学校の開校に関しまして、寄宿舍の存続を要望するようにとのご質問でございますが、県教育委員会総務課に照会をしたしましたところ、知的障害及び肢体不自由の児童・生徒が利用できる寄宿舍を設置するという回答でございました。寄宿舍の利用に関する条件や機能に関するご指摘ですが、県教育委員会の見解では、あくまで通学困難な事情を有する児童・生徒に対する個別の判断が行われるということでございました。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 幾つか質問があったので、私は新幹線の関係についてお答えを申し上げたいのですが、いろいろとおっしゃるように、県民の総意がということ、あるいは、いろんな問題があるわけなんです、我々はその問題を率直に受けとめて解決する

ために、いわゆる正副会長会議を設置したんです。その座長に知事さんになっていただいたんですよ。その辺から議論をしていこうじゃないかということで、今、それで議論をしているんですが、その中でおっしゃるように、また生産効果とかいろんな効果が変わってはいるんですが、ただ、その人口のとり方が今の国勢調査と前の国勢調査の人口のとり方、あるいはフレームの違いによって若干金額が変わった。税収もおっしゃるように、今日の新聞を見られました、百二十何億と言っていますね。もうあやふやなんですよ、金額が。みんな言うもの、見るものがみんな違うわけなんです、しかし、そういうことでは県民の皆さんにご理解をいただけないということで、実は明日も委員会が招集されていますが、何か県が、また金を払うとおっしゃるような状況でございまして、いったいもったいどうなっていくのかというようなことございまして、その払ったことについて延ばしてもらおうじゃないかということで、延ばしただけの利子を315万円ですか、JRが請求する。それはだれが納めるんだと。今日の新聞を見ると、知事さんが県が全部持ちますとおっしゃっていますので、これでひとまず安心だと。それで、15日、明日寄って、それに調印の判を押そうということでございまして、我々も本当に、もうこのことについて、何が何だかはっきりしないというのが本音なんですよ。栗東では、いろいろな百条委員会をつくって調査するとかおっしゃるし、今日の新聞では鑑定書よりも高い土地を買っていたと報道が出ています。もうこういう、いわゆる本筋でない話が出てくると、我々はいったいどれを信じていいのかという議論になってまいりますので、非常に、言うなればこの先は慎重にこの問題については取り扱わなければいかんと、こういう思いと、もう1点、来年度の予算に私が工事費負担について記者発表の段階に、これは申し上げました。今の段階では、まして17年の8月の臨時議会で2億4,900万円の債務負担行為を議会で認めていただいております。これは議決事項なんですね。それを真摯に執行するのは我々の役目ですから、だから19年度については2,400万円の予算は見ていきます。今の段階ではですよ。やっぱり見ていかざるを得ないところ申し上げております。そこで、ご理解をいただきたいと思っております。むしろ、私は議会で債務負担行為を認めていただいておりますのに、議会は認めただけ私は払わないんだと、このことの方が問題なんです。ご理解いただけますか。それで、そういうふうに思っていますので、話の進展いかんによっては、また変わることもあるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。具体的なことは、また部長の方から答えますので。

総額で2億4,000万円と言ったそうですが、2億6,900万円ですので、訂正を

しておきます。

議長（田中榮太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 小菅議員の3点目の野洲市まちづくり基本条例について、お答えさせていただきます。

まず、第1点目の地方自治の理念の位置づけにつきましては、素案では議員おっしゃるように第1条の目的の中で、野洲市の理念でもあります「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする」と明記されております。そして、私ども市の見解でございますが、市民一人ひとりが生き生きと輝き、生きる意味を実感し、活力ある自立した地域社会の実現こそ、まさしく議員が言われるように市民の安全と健康を守り、福祉の向上に努める地方自治の理念そのものだと思っております。

2点目の「市に関わり活動する人・団体」の定義につきましては、市にかかわり広く知恵や力をかしていただける人や団体だと考えております。

次に、3点目の住民投票条例に対する見解でございますが、今、まちづくり基本条例の案を委員会がまとめられた段階であり、素案の第22条で「住民投票に関する必要な事項は別に条例で定める」となっております。また、まだ提言はいただいておらないわけですが、提言をいただいた後、住民投票については市の内部で十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 助役。

助役（川尻良治君） 小菅議員の4点目の基本法ニュースについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、ご質問にあった部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会は、湖南あるいは甲賀地域の6市の行政、議会、自治連合会や社会教育関係団体、社会福祉関係団体などの各種団体166団体で構成されておまして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて、部落解放・人権政策確立にかかわります法制度の整備を図るための要請行動や啓発活動、研修会の開催などの活動に取り組まれているところでございます。

また、上部組織としましては滋賀県の実行委員会や中央実行委員会も組織されているところでございまして、国連の人権諸条約の国内における具体化の推進や、人権侵害救済法の早期制定を求める取り組みなどを進めているところでございます。

本市におきます同和対策につきましては、従来から申し上げているところでございますが、現在、同和対策基本計画に基づきまして各種の事業を推進しているところでございまして、行政と市民が協働して、あらゆる差別のないまちづくりの実現に向けまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

こうしたことから、このびわこ南部地域実行委員会の活動は、この野洲市の同和・人権政策の基本的な考え方と合致するものでございまして、あらゆる差別のないまちづくりのための活動の重要な一翼を担っているものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員の循環バス・福祉タクシーチケット制度についてのご質問のうち、循環バスについてお答えをさせていただきます。

市内循環バスの運賃につきましては、現在、市内の70歳以上の高齢者の方や障害者手帳をお持ちの方と、その介護者1人を無料といたしております。平成17年度、1年間の循環バス利用者数を見ますと、全体の利用者数は4万9,896人。そのうち、高齢者と障害者の利用者数は合わせて4万2,694人で、全体の86%となっております。多くの高齢者や障害者の方に無料をご利用いただいております。

循環バス運賃の定額制につきましては、市内循環バスと民間路線バスのそれぞれの路線と停留所の多くが重複した競合路線となっていることから、民間路線バス事業者の経営を脅かすような均一運賃を導入することで、路線バス運行の維持が難しくなるなど、大きな影響が予想されるため、現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の福祉タクシーの運賃助成を距離制度によって補助制度に改善することの見解についてのご質問にお答えをいたします。

当助成事業は、障害のある人などが外出機会のきっかけになり、多様な社会参加ができ、生きがいのある地域生活の実現を図ることを目的としております。したがって、ご提案のタクシーを利用して次の交通機関へ乗りかえるという観点から見て、野洲駅を起点として距離に応じて助成するということは、制度の趣旨からして考えにくいものであると判断をいたします。しかし、利用しやすく改善をしていくということは、私どもも前向きでござ

いまして、利用者の要望によりまして、従来は1回の利用に対して1枚の利用と定めておりましたが、本年度より1回の利用枚数の制限をなくしまして、タクシー料金に応じて複数枚の使用ができるように改正を行いました。今後ご利用者のご意見を踏まえ、利用しやすい仕組みを考案してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 再質問を行います。基本条例から、先にお聞きしたいと思いません。

はじめに少し言いましたように、この基本条例の制定にあたりまして、私は基本的に考えておかなければならないことが幾つかあると思うんですけれども、先ほどの議論にも多少ございましたが、そもそも1990年以降、いわゆる大都市と地方の格差拡大とか、その中で昨今では地方分権とか、あるいは小泉構造改革等々で地方自治体の今後の方向、またその中で住民の果たす役割が重要になった、こういう時期が1つありますね。それともう一つ、とりわけ当市の場合は、いわゆる平成の大合併で当市も含めて全国的に新しい自治体がかかりふえた。そういう中で、まちづくりの方向がきちっと定める必要が出ている。同時に、一方で合併で住民の不安も高まっているわけですね。そういう中で、こういうまちづくりに住民の参加がとりわけ認められているという2つの背景があると思うんですね。もう一点は、しからば基本条例の基本をどこに置くかということですが、1つは自治体が行う事務事業の権限が住民に信託されるという面と、2つ目、もう一つは自治体の事務事業が住民によって規制されるという2つの側面があるといいますが、備える必要があるといいますが、そこを基本に考えないといかんとするわけですが、その面から先ほどお聞きただけでありまして、合併との関連も含めまして、それでもう一度少しお聞きしますが、はじめに言いましたように、新市としてのまちづくりの将来方向はどうかという観点からなんですけれども、例えば今回出された条例案で第2章で、まちづくりの基本方向が述べられているわけでありまして、それで、さっき言いましたように人権、環境、地域経済、協働、学び合い、この5点がメインテーマになっていると思うわけなんですけれども、再三言っておりますように合併して3年目に入った新しいまちづくりをどうするか。同時に、今日この野洲市においても市民の今後の生活、暮らしを取り巻く現状から、やはり私は条例を今後市が考える中で、その条例本文の中に市民の安全なり健康を守る福祉の向上、そういう地方自治の理念を条例の本文に盛り込むべきだと私は思うんです。それ



を考えると、今検討意見が出された中には、ちょっとそこには明確に入っていないのではないかと感じておりますので、そういう意味で市の考えをお聞きしただけでありまして、もう一度答えていただければと思います。

それと2つ目に、環境と人権がいずれにしろメインテーマになっているわけですが、人権についての評価は私は一部異なるんですね。これは、ある意味では野洲市ならではのテーマではありますが、もちろん、人権一般を何ら否定するものではありませんが、今回の人権を貫く基調は、さっきも言いましたように、引き続き同和行政を継続すると読み取れるんですね。私は、ここは市民は望まない部分であると思いますので、ここはちょっと検討をしていただきたいと思うんですけれども、その見解をもう一度お聞きしたいと思います。

3点目には、このまちづくりを担う市民の役割と定義の問題であります。検討委員会の案を見させていただきまして、第19条ではまちづくりの参加権、20条では参加機会の保障が規定されておりまして、当然、これは重要でありまして、大いに評価しているわけなんですけれども、1つ懸念というか心配がありまして、市民の定義の中には企業も含まれていますね。もちろん、この条例全体の中で企業が社会的責任、貢献、それから参加、これを規定しておりまして、これも当然のことでありまして私は大いに評価しているわけなんですけれども、しかし、先ほど若干の懸念と言いましたのは、一方で営利を目的とする企業が自治体としての政策協議・決定に入ることによって、ゆがめられないかという心配がありまして、その点、どう考えたらいいのか見解をお聞きしたいと思うんです。ゆがめられない担保、保障の規定も場合によっては必要と思うわけですが、どうなのかをお聞きしたいと思います。

最後に、住民投票との関係であります。これももう多く語りませんが、今後条例に、投票条例制定も含めて委ねていくということなんですけど、これも大いに評価しているわけなんですけども、検討委員会の条例案の方向としては、私はこの尊重することを市長に大いにこの際求めておきたいと思うんです。同時に、先ほど言いましたように、ハードルを高くしないことですね。その点について、もう一度見解をお聞きしておきたいと思えます。本当はいろいろあるんですけれども、とりあえずそれだけお聞きしておきたいと思えます。

養護学校の問題であります。教育長の答弁は、余りにも私は冷たいと思うんです。県に聞いたら設置すると言っている、これはあくまで通学困難者のことだったと。尋ねて

県はこう言っていました、これではいかなものかと思うんですね。再三言いますように、通学の遠距離の大変な生徒と同時に、今後の社会に出て行くにあたって、寄宿舎が生活的、社会的、教育的に大きな役割を果たしているんですね。だから、今まで基本的に寄宿舎は遠距離の者が対象であったが、しかし実際は、さっき言った何点かの役割の中で認められていたわけなんですね。それを今回、野洲養護学校の開設と同時に、基本的にそれはもうだめだという方向を出しているわけでありまして、これは今利用している方にとっては深刻な問題でありまして、だから野洲市に養護学校が来るにあたって、その当事者として本当に県にこの父母の立場を私は要求すべきだと思うんですね。その関係で、そのような父母の声を本当に聞いておられるのかどうか、深刻な問題でありますので、同時に、野洲市として養護学校の生徒なり、寄宿舎の利用者数をつかんでおられるのか、そういう思いに立っておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。実際、利用者は当然そう多くはないんですけども、そういう視点に立っておられるのか県に言うべきだと思うんですけども、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、新幹線の問題であります、私は民意に基づく政策の変更は当然可能だと思うんですね。市長は、事あるごとに、さっきも言われましたが、今後は正副議長会、正副委員長会議だったかな、そこでの議論とか言われましたが、同時に、何が何だかわからないというのが本音、何を信じていいのかわからない。市長自身がそう思っておられるんでしょう。それほど、これまでの推進が市民、県民をないがしろにして進めてきたツケが今回っているんですよ。それで、さっき言いましたように、この間の経過を見ても、やはり県民の、市民の民意は反映されていると。だから、市長の言うのは6市の市長だけの言い分なんですね。市民の声ではないんですね。

それで、改めて市長にお聞きしますが、先ほど我が身のことは言われましたが、市長自身はこの間の市民の意思をどう考えておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、協定があると言われましたが、これは9月議会のときにも言いましたように、沖縄の自治体の判例で、さっきも言うように民意に基づく政策の変更、民主的手続を経ての政策変更は裁判結果でも当然違法ではない、妥当と判例が出ているんですね。選挙で市長が変わることや、あるいは民意の多数がそういう方向ということであれば、何ら問題がないわけでありまして、やはりここは市長自身が市民の民意に沿ってどう判断するかが求められておりますので、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、基本法ニュースであります、あらゆる差別の解消を目指し積極的にと言われ

ましたが、そういう意味で実行委員会は当市の考えと合致していると言われましたが、私は別に言葉じりをとらえたりしたくないんですけども、しかし、さっき言いましたように、12月1日発行の基本法ニュース、私、これは余りにひどいと思うんですね。こういうことが書かれていますが、第15回部落解放人権政策連続講座が開かれて、その報道記事がされているわけですが、こう書かれているんですね。第1講座では、特別措置法の期限が切れただけなのに同和問題が終わったと言う行政や人たちがいるが、部落差別がなくなったわけでない。まさに無知な言動でしかないし、無知をさらけ出しているにすぎない。このような表現がされているんですね。これはちょっと、余りにもひどいと私は思うんですね。同和問題が終わったと言う人は無知をさらけ出している。これを広辞苑とか国語辞典で調べましたら、無知とは知恵のないこと、愚かなこと。愚か者とは何かというたら、ばか、あほ、ばか者、こんなことを意味しているんですね。私は、同和問題は終わったと思っている人、意見の違う人、市民をそのように評価して、本当に同和問題が解決するのか。行政自身が市民と市民を対立させている構図じゃないですか。これ、見解をちょっとお聞きしたいと思います。そういう意味で、市長は先ほど議論すべき時期に来ているとも答弁されましたが、市長でも助役でもどちらでもいいですが、今言ったことについてどう思っておられるのか。このような報道について、遺憾表明なり撤回の考えはないのか、お聞きしたいと思います。

それと最後、循環バスの問題であります。初乗り運賃170円。例えば野洲駅起点で野洲学区、北野学区かいわいでしたら料金が200円か250円なんですね。しかし、入町、出町、北桜だと310円、吉川、菖蒲だと490円。70歳以上は無料であります。私は福祉施策というなら、これはやはり不公平だと思うんですね。一般交通機関ならばまだしも、民間バスと競合されていると言いましたが、市としては福祉施策として市長が再三言っているようにやっているわけでありまして、それに料金がこういう格差が出るのはおかしい。そういう意味で、例えば以前にも提案がありましたが、高島市でやっているのでしょうかね、ワンコイン方式とか、そういう運賃制度にして公平を図って、利用者の拡大を図るとかいうのも含めて検討すべきだと思うんですけども、もう一度お聞きしておきたいと思えます。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 新幹線の関連で質問があったんですが、おっしゃるように知事さんの選挙以来、いろんな課題が出てまいりました。それとあわせて、おっしゃるように地元の栗東市の中でもいろんな課題が余りにも多過ぎます。しかし、協定が結ばれている以上、我々はそれに従って事務を進めるべきであろうと思いますが、やっぱり、せっかくできました正副会長会ですか、この中で十分な議論をしながら、もちろん、議会の皆さんとも十分また相談しながら、終局、野洲市にとって、あるいは野洲市民にとりまして将来に誤りのない判断をやっていかないとけないという思いをしておりますので、これからは十分情勢を判断しながら、皆さんと相談を申し上げて進めていきたいと思っております。ただ、今は協定がある限り、JRもああいう言い方をして出てまいりますので、その方向で一応進んでいくという思いをいたしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしいな。

議長（田中榮太郎君） 助役。

助役（川尻良治君） 小菅議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。ちょっと順序は変わっておりますが、基本法ニュースに関連してのご質問についてお答えをいたします。

まず、ご指摘いただいた内容は、部落解放人権政策連続講座の中の講師のご講演の一部を要約して載せたものということでございまして、少し引用をさせていただきますと、こう書いております。特別措置法の期限が切れたただけなのに、同和問題が終わったという行政や人たちがいるが、部落差別がなくなったわけではない。まさに無知な言動でしかないし、無知をさらけ出しているにすぎない。こういうふうなくだりがございました。この点をおっしゃっていただいているというふうを考えております。この無知云々という表現につきましては、講師の方がこれまでから同和問題の解決に向けてご尽力をされている立場から、熱い思いを持ちながらおっしゃった表現だと理解をしているところでございます。私ども当市の同和問題の解決に当たりまして、基本的には市政としては、これまでから法のあるなしにかかわらず、部落差別のある限り、同和問題の早期解決を市政の重要な施策として位置づけ、継続的な推進に努めておるところでございますし、地区の実態調査、あるいは市民意識調査、差別発言等々の事例を見ましても、まだまだ市内には地区の差別実

態というものが厳しく存在するものと考えておる次第でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 小菅議員からの再質問にお答えをいたします。

まずは、お住まいの地域での受け皿づくりも必要とは思いますが、知的障害及び肢体不自由の児童・生徒の方が、地域の子どもと共生する、そして、みんなが支えていくという考え方も、今後社会に出ていかれ、また自立を支援する意味でも大切なことと考えております。

また、市内に設置されるとは申しまして、設置者の県教育委員会が県内の養護学校の全体計画の中で、保護者をはじめとします関係者のご意見をお聞きしながらご判断をされることでございますので、本市としましては特に要望する考えはございません。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 小菅議員の基本条例についての再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、地方自治法の理念を盛り込むべきではというご質問でございますけれども、地方自治法で定められていることは、当然市として守らなければならないことであり、そのことをあえてうたうことよりも、先ほどもお答えいたしましたとおり、野洲市の理念をうたうことが野洲市のまちづくり基本条例としてふさわしいものと委員会で判断されたものであります。

2点目の、この条例の人権には、同和行政を引き継ぐものであり、検討が必要ではないかというご意見でございます。この条例素案の第3条の人権の尊重の人権は、人権全般を指しておるものでございまして、当然、先ほども助役がお答えしましたように、部落差別が現存する限り同和行政が必要でありますので、当然同和問題も含まれると解釈しております。

次の3点目の、営利を目的とする企業が入ることにより、条例の趣旨がゆがめられるのではないかとご質問でございますけれども、従来より本市では市民、企業、行政が一体となった協働のまちづくりを進めております。企業も共にまちづくりを進めるパートナーとして位置づけていることから、小菅議員が懸念されることはないと判断しております。さらに、その担保はというご質問でございます。この条例素案では条例の第11条で、先ほども議員が言われたんですけれども、企業の社会的役割を明確にしております。

そして4点目の、住民投票のハードルを高くしないかというご質問でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、住民投票の詳細な点につきましては、今後市内で十分検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員の循環バスに関してのご質問でございます。

福祉施策であるならば定額制にすべきではないかというご意見でございますが、市といたしましては福祉施策ということで70歳以上の高齢者等の方々を無料にしておりまして、そのため利用者の約9割をこの方々が占めておられるということでございますので、このことが福祉施策であろうと認識をしておりますので、現時点では定額制に移行するという考えはございませんので、ご理解をお願いを申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 循環バスであります。福祉施策でありますので、今部長が答弁されましたが、65歳以上は8,468名おられまして、それ以外にも、いわゆる交通弱者と言われる方がおられますので、70歳以上が無料といえども、確かに大変な方がたくさんおいででありますので、やはりワンコイン方式を、遠くと近くで約2倍の運賃差がありますので、それはもっと前向きに今後検討していただきたいと思っておりますので、これはお願いしておきます。

それと、助役さん、百歩譲っても、意見の合わない人を無知呼ばわりしていいのか、講師の話といえども載せた以上は責任がありますし、同時にそれが実行委員会なり及び行政の姿勢と言われても仕方がないわけですね。ということで、本当にそのような言い方で市民を評価していいのか、それで本当に解決につながるのか、それをお聞きしたわけでありまして、もう一度答弁していただきたいですし、私はこの際、責任者として遺憾表明をすべきだと思うわけですが、どうかもう一度お聞きしたいと思います。

それと、養護学校の問題ですけど、今答弁を聞いていますと、まさに人ごとみたいな答弁なんですね。結果的に、野洲市に養護学校が来ることによって野洲の子どもが寄宿舍から排除されるんですよ。県のことじゃないんですよ。もちろん、学校は県ですけども、我が町の子どもなことなんですよ。もちろん、みんなが支える、地域が支えるのは前提としましても、現実、寄宿舍が生活的、教育的効果があって、そして社会に送り出すとい

う効果、役割があるんですね。だから、本当にこれはそういう立場で深刻な問題に今なっていますので、来年4月以降どうしたらいいのかということで、教育委員会がそういうご答弁なんですけども、私はこの点については県との関係がありますので、市長にも、同じ意見なのかちょっとお聞きしておきたいと思います。対象者は少ないかもしれないですけども、大事な問題ですので、聞いておきたいと思います。

それと、もう一度同じことを聞きますが、新幹線の問題であります、協定がある以上、協定がある以上、そればかり繰り返されますけれども、民意に基づく政策の変更は民主主義のルールなんですね。このルールの変更によって、政策を決定して、企業に対する補助を打ち切った沖縄の裁判例でも、これは当然オーケーという判例もあるんですね。だから、民主主義的にも、法的にも、ルールのにも、全然問題ないわけでありまして、民意がそうであるならば、当然その立場に立たなければならないと思うわけですね。だから、さっき言いましたように、民意との関係をどう評価するのか、さっきお聞きしたんですけども、やっぱりもう一つ答えていただけていない。もう一度、そこをお聞きしておきたいと思いません。

最後、基本条例との関係なんですけども、これ、3月議会で提案と言われましたが、私はこれは議長にも申し上げますが、これは本当に慎重に十分な議論をしないといけないと思うんですね。本当に今後のまちづくりに対して大事な問題ですので、3月にこだわらず、特別委員会等の設置等含めて、私は検討しないといけないと思いますので、そのことを市長も同じなんですけれども、議長にもこの際申し上げておきたいと思いません。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 養護学校の問題ですけれども、小菅さん、それは直接お聞きになったんですか。野洲市の子どもは寮に入れないと。聞いてはるの。僕らは聞いていませんので、一遍ただしてみますわ。おっしゃるとおりだと思います。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩。

（午後1時12分 休憩）

（午後1時12分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（山崎甚右衛門君） 新幹線の問題、私は精いっぱいのお答えを申し上げますので、繰り返しになりますけど、民意、民意、だから知事選挙の後にこういう問題が起きてきて、我々はそれを真摯に受けとめて、委員会をつくって委員会の中で議論をしていこ

うとやっていますよ。そうでしょう。その結果、どうなるのか。

私、最近、ちょっと焦点が行き違って来たのではないかなという思いをしていますよ。それ以上言うと、また問題になりますけど。もっと焦点がはじめははっきりしていました、ばーんとね。何か、このごろ、おっしゃっていることがずれてきていますよ。それで、我々もそのためにこうやっているんですがね。それ以上言いませんけど。何かそんな感じがします。そのことが、余計問題化になっているのではないかと思いますね。だから、私はそういう協定があって、それぞれを認めてつくった協定ですから、その協定が生きる間はそれしか仕方がないんじゃないですかと申し上げているんですよ。それだけです、私は。

(「沖縄の問題」の声あり)

市長(山崎甚右衛門君) 例えでおっしゃるんですが、この問題とは若干、本筋が違うのと違いますか。これは、我々はまだ5つの団体が東海と協定してやって、まだその段階じゃないのではないかと。破棄しようとか、何しようという。沖縄のこれは、首長がかわって、やめたところになったんでしょう。それは、やめたことは認められるところだったので、ちょっと例としては内容が違うのと違いますか。これはこれでいいと思いますよ。

議長(田中榮太郎君) 助役。

助役(川尻良治君) 先ほどの講座に関連しての講師のご発言に関して、ご意見に対しての所見を申し上げたいと思います。

先ほども基本法ニュースを一部引用しまして申し上げたところでございますが、この点については、法期限が切れたということで同和問題が終わったという方々がいるが、しかし、実態としての部落差別はなくなったわけではないという前提を置きながらおっしゃっていただいたことございまして、こういったことについてご理解をいただいていないということについて無知という言葉をお使いになったと。これは、さっきも申し上げているように、やはり同和問題の解決にこれまでご尽力いただいている方の立場からいえば、ここまでの表現をされたというふうに理解をしているところございまして、この言明は講師の責任において発言されたものというふうに理解をいたしておるところございまして、ご理解を賜りたいと思います。

議長(田中榮太郎君) 次に、通告第12号、第17番、野並享子君。

17番(野並享子君) 学校図書室に専任司書の配置をとという質問をさせていただきます。全体で4つの質問を行います。

現在、野洲市では小中学校に図書室はありますが、専任の司書はおられません。図書ボ



ランティアを募り、昼休み毎日交代でお母さん方に図書の貸し出し、図書の整理などを依頼されています。参加されているお母さんは子どもと接することができ、喜んでおられますが、何かあったときの責任があいまいになっていますし、系統的に読書指導や子どもの変化を担任に伝えることなどは無理です。子どもがオアシスにする場所は保健室であり、図書室です。今、子どもが過度のストレスを抱え、いじめたり、いじめられたりという状況です。この子どもの変化やシグナルを早く発見しなければなりません。保健室には養護教諭がおられますが、図書室には専任教諭がいません。

また、活字離れが言われて久しくなります。社団法人の全国学校図書館協議会は「5月中に読んだ本の冊数」という調査を行っています。高校生の調査結果を見ますと、1970年代の平均4.5冊から1980年代に上昇し、2003年には平均8冊、2004年には7.7冊という高水準を記録いたしました。また、小学校、中学校の児童・生徒の調査結果は長らく平均1冊から3冊の水準でしたが、2000年代になると高校生と同じく急上昇し、2004年調査では、小学生で1.8冊、中学生で3.3冊という調査開始以来の高水準に達しました。しかし、2004年の調査での無読率は高校生では42.6%、中学生では18.8%、小学生7%というふうになっております。読書を促進するために、朝の10分間を好きな本を読む時間にしておられます。こうした中で無読率が減少しているということはいいことであります。しかし、学校図書館は読む本が少ないという声があります。近隣からも来られるほど野洲図書館は充実していますが、子どもたちが毎日来ることはできません。子どもたちのリクエストに応じて、図書館と図書室を結び、また図書室と教室を結び、知識を得る喜びを広げていくことは人間形成として大変重要です。司書の役割は大きいです。偏差値や学力テストで点数だけが求められるのではなく、教養を高めることが学校教育の中で系統的に必要です。図書室に専任の司書を配置すべきですが、見解を求めます。

次に、いじめの原因の根絶についてお尋ねをいたします。

最近大きな問題になっているのが、いじめであります。まず、野洲市ではこういった状況で推移しているのかをお尋ねいたします。

さらに、福岡で起きたいじめによる自殺、その報告に対して、いじめゼロということが最初報告されました。これは、評価制度により教師の評価、学校の評価、教育委員会の評価などがされるようになり、悪い報告をすれば評価が下がる、給与にも影響するという中で、クラスで起こっていることを隠す、校内で起こっていることを隠すという状況の中で

ゼロ報告ということになったのではないのでしょうか。この評価制度をなくしていかない限り、子どもの視点に立った教育ができないのではないのでしょうか。評価制度についての見解を、まず求めます。

次に、中高一貫教育により受験勉強の年齢が下がり、中学入試のために小学生にも受験勉強が起きています。また、ゆとり教育や学校5日制によって写生大会や校外学習などが削減され、さらに学校が終われば塾に行くなど、勉強だけが評価の対象になっている状況で、子どものストレスは増大しています。専門家の調査で、うつ傾向にある子どもは、小中学生の平均で13%、中学3年生では30%もある。「何をしても楽しくない」「とても悲しい気がする」「生きていても仕方がないと思う」などの叫びを上げています。子どもを競争に追い立て、いわゆるできる子、できない子にふるい分ける競争主義と序列主義の教育が、子どもも教師も出口のない状況にし、いじめに拍車がかかっているのではないのでしょうか。競争主義、序列主義の教育のあり方についての見解を求めます。

次に、来年、全国一斉学力テストを行い、全国の小中学生を点数でランキングをつけようとしています。東京の足立区では、教育には数値目標が必要だ、頑張る学校を応援すると正当化し、学力テストの結果で予算に何らかの格差をつけ、各学校への予算もランキングに合わせざることを表明しました。全国一斉学力テストが行われれば、各県各市でのランキングも行なわれ、東京足立区のような問題が起こりかねません。また、学校選択制が導入されているところでは、各学校の学力テストが学校のホームページで公開され、成績のよい学校に子どもが集中し、学校間格差が生じています。東京江戸川区では、生徒の半分以上が学区外からの通学者という学校も出ています。逆に他校や私学に流れて、学区内の子どもの3分の1しか入学しない学校もあります。また、学区外の生徒の受け入れは20人から66人というような定数があり、希望者がそれを超えた場合は抽せんということになっています。上の子が行っている学校を下の子は抽せん外で外れてしまい、兄弟姉妹が別々の学校にというケースもあります。

このように、学力テストの行き着く先は、教育に格差をつけ、郷土を愛するどころか、点数だけの教育になります。こういった学力テストと学校選択制についての見解を求めます。

次に、学童保育についてお尋ねをいたします。

学童保育所は安心して働くことができるように全小学校に設置されるようになり、さらに、今年から運営が社会福祉協議会になり、統一的な運営がされるようになりました。

また、最近、子どもが帰宅途中で殺害にあうなどの事件が起こり、子どもの安全を求め、学童保育所への入所が急増する状況になりました。今年度は希望者全員が入所できたことにより、保護者からは喜ばれましたが、すし詰め状態です。本来学童保育所は、家庭的な雰囲気の中で「ただいま」と帰ってくる環境が求められており、国も定数を1学童70人以内として、それ以上の学童は分離するように指導がされています。学校では30人から35人学級であり、当然ある一定の定数は設けなければなりません。希望者全員が入所できるような手だてが必要です。

学童保育所の入所について、来年度から定数を決めるに当たり、待機児童が出る状況になっています。それぞれの学童で、定数に対して何人の待機児童になるのか明らかにされたいと思います。さらに、定数以上になる学童では分離していくことが求められています。希望者全員が入所できるようにするためには、どのような手だてを考えておられるのか、明らかにされたいと思います。

次に、地下水保全についてお尋ねいたします。

野洲市で四塩化炭素が検出されてから18年経ちました。新幹線から市三宅まで、さらに比江の水源地及び対岸の守山市においても検出されています。上水道の三上3号井戸で1989年12月に0.0449ミリグラム/リットルが検出され、取水停止がされました。現時点では、野洲市内の汚染は最高値で平成15年0.035、また平成16年で0.017、平成17年度で0.015ミリグラム/リットルと、いずれも基準の0.02の7倍から17倍の濃度で推移しています。また、守山市の立入水源地でも平成17年0.017、平成18年4月で0.019ミリグラム/リットルと、四塩化炭素が検出されています。

現在、県の環境審議会水環境部会の地下水総合保全対策小委員会は10月17日に開かれて、滋賀県における地下水保全のための総合対策について素案を出されています。その中の3ページに、物質の有害性の強さと、その物質を摂取した量で示した地下水リスク、たとえば地下水汚染のある地域でも、地下水リスクを正しく理解した上で摂取する量を少なくすれば、地下水の利用は続けながらも健康への影響を少なくすることはできると書いてあります。また4ページには、地下水汚染をほうっておいてよいという意味ではありません。人為的な汚染がない、清澄な水質を回復するまで浄化対策が必要であることは言うまでもありませんが、それまでの間は地下水リスクに応じた地下水との付き合いが必要になります。地下水質等の保全のための総合対策について、地下水リスクの管理の観点から、

県、県民、事業者の果たす役割を述べると、続けられています。さらに6ページでは、すべての汚染地域で今すぐ環境基準が達成される地下水浄化対策は困難として、地下水リスクに応じた対応を提案しています。このような対策を12月には県に答申し、来年3月には条例整備をしようとしています。このような条例が制定されれば、地下水浄化対策は放置され、地下水汚染を起こした企業に免罪符を与えることとなります。この点についての見解を求めます。

さらに、これまで四塩化炭素の汚染源を特定するよう求めてきました。今年8月、共産党市議団の調査依頼によりまして、三共株式会社野洲川工場における四塩化炭素の使用量は、昭和61年4月から平成15年3月までに804キログラム使用されていたと野洲市環境課から報告をいただきました。実験室で使用されていたということですが、17年間で804キログラムということは、1年間に47キログラム、月4キログラムであります。しかし、11月16日の共産党の地方議員団の県交渉では、県の環境課は月7.4キログラムと答えており、どちらが正しいのかわかりませんが、相当な量を使用していたことだけは確かであります。他県の研究所等において地下水汚染が明らかになり、平成14年5月に施行された路上汚染対策法に基づき対応がされています。三共野洲川工場ではどのような使用がされ、廃棄はどのようにされたのかを明らかにされたいと思います。

三共野洲川工場の温室のところで1990年に0.003ミリグラム/リットルの四塩化炭素が検出されています。最近では0.0004ミリグラム/リットルと基準以下であるとか、平成14年度の土壌ガス調査では不検出であったと報告されていますが、四塩化炭素は揮発性の液体であり、さらに比重が重いので、地下深くどんどん浸透しています。立入水源地では、第5帯水層105メートルから115メートル地下のところで四塩化炭素が検出されており、三共野洲川工場の検査井戸は何メートルのところで計られているのでしょうか、お尋ねをいたします。

地下水は上流から下流に流れるものではありません。大量にくみ上げられる方に引き寄せられていくのです。大量に四塩化炭素を使用していた三共野洲川工場を土壌汚染対策法の第3条、第4条に基づき調査をすべきと考えますが、見解を求めます。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野並議員の学校図書室に専任司書の配置をとのご質問にお答えをいたします。

子どもたちの活字離れが問われている中で、野洲市においては小学校・中学校とも朝の

時間等を活用いたしまして読書への取り組みが継続的に行われ、成果を上げていると言えます。また、図書ボランティアの方々も各学校におられ、図書の整理やおはなし会など精力的に活躍をしてくださっていることも、子どもたちを読書に向かわせる大きな要因であると言えます。さらには、野洲図書館におきましても司書が学校に出かけ、読み聞かせやブックトークなど多彩に活躍をしています。また、教師が図書館に指導に必要な本の紹介を依頼すれば、そのニーズに素早く対応してくれるなど、連携はうまくとれていると言えます。

さて、専任の司書は配置されておられません。各学校に配置されている司書教諭は兼任であります。図書室に常駐することはできませんけれども、図書室の経営をはじめとして、図書ボランティアや野洲図書館と学校との連絡調整などにあたっています。図書ボランティアの方々には、また教師とは違った視点で子どもたちの様子を見ていて下さいますので、この点についても学校との連携を強く図っていくよう要請していきたいと考えております。これらのことが、それぞれうまく機能していけば、いじめの根絶につながっていくと考えられますので、それぞれの機会を通じて指導していきたいと考えております。

なお、野洲市子どもの読書活動推進計画策定委員会を開催をいたしまして、読書活動を促進する計画を策定中でございます。

次に、野並議員のいじめの原因の根絶についてのご質問にお答えをいたします。

学校教育に対する児童・生徒や保護者の要望、また地域の要望が多様化しており、学校や教職員に寄せる期待や関心がますます高くなっている現状にあります。このような中、人事評価制度は直面するさまざまな課題に対して教職員が多様な個性や能力を発揮し、教職員一人ひとりの資質・能力の一層の向上を図り、学校教育を充実発展させることをねらいとしています。

また、学校評価制度も外部評価を入れての実施が定着しており、結果の公表を含めて外部に開かれた学校経営ができるようになり、保護者、地域等の意見を生かした円滑な学校運営が実施されつつあります。

中高一貫教育ですが、県立中高一貫教育校は中学校の3年間と高等学校の3年間を合わせた6年間の計画的・継続的な教育を行うことによって、社会性や豊かな人間性をはぐくむことを目指しています。中高一貫教育は競争主義や序列主義を助長しているとは考えていません。

また、野洲市教育の方針においては人権・同和教育を重要課題としておりまして、子ども

もたちの人権感覚と実践力を養う教育を進めております。特に共に支え合う集団づくりを大切にしているところです。

さらに、総合的な学習の時間で、また中学校においてはキャリア教育で体験的な教育を実施し、多くの人と関わる中で自らの存在を確かめていく重要な教育を行っており、今後さらに成果が上がるよう指導を図っていきたいと考えております。

全国一斉学力テストですが、平成19年4月24日に小学校6年生で国語・算数を、中学校3年生で国語・数学を悉皆で調査するものです。そして、あわせて生活習慣や学習環境等に関する調査も実施をします。

この意義・目的は、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかどうかを把握をいたします。さらに、すべての教育委員会、学校等が全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童・生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り、その特徴や課題などを把握いたします。そして、主体的に指導や学習の改善につなげる機会を提供するということであり、序列化を助長するものではなく、子どもたちがよりよい教育環境で教育推進を目指していると考えております。

また、学校選択制の導入については考えておりません。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 続きまして、地下水保全についてのご質問にお答えします。

滋賀県の地下水保全のための総合的な対策については、平成18年3月に滋賀県環境審議会に対し諮問が行われ、同環境審議会の水環境部会のもとに地下水総合保全対策委員会が設置され、11月には同委員会の提言が取りまとめられ、水環境部会に報告されております。現在、滋賀県環境審議会で審議中であり、今後滋賀県知事にあてて答申が行われる予定と聞いておりますので、これについての情報収集に努めたいと思います。

滋賀県は答申に基づき、地下水保全に関する制度、または条例を制定することで、今後検討に入ると考えられます。その検討段階においては、野洲市も含めた県内の市町の意見聴取も実施されると考えてございます。ついては、そのような機会に野洲市より滋賀県に対して地下水汚染の浄化が適切に実施される内容となりますよう、要望をしたいと考えております。

それから、三共の調査を行っている井戸の深さについてご質問がございました。県が今、地下水モニタリング調査として行っております三共工場内の井戸の深さは50メートルでございます。それから、現在、三共の敷地内で土壤汚染の浄化工事をしてございますが、その周辺への影響の観測井戸につきましては、こちらは50メートルでございます。

次に、土壤汚染対策法の第3条及び4条に基づく調査についてお答えいたします。まず、第3条の特定有害物質についての調査は、使用が廃止された水質汚濁防止法による特定施設が対象になっております。また、同法の附則第3条には、この法律の施行前に使用が廃止された工場については本法を適用しないこととされています。お尋ねの三共株式会社旧野洲川工場は平成15年1月に特定施設の廃止届を県に提出しており、これは同法の施行前であることから、第3条の調査対象にすることは困難であると考えております。

続きまして、第4条に基づく調査については、調査の対象として政令で定める基準として、土壤汚染が存在する蓋然性が相当に高い、汚染土壌に対する人の暴露の可能性があると定められております。三共株式会社旧野洲川工場の場合、滋賀県及び三共株式会社が行った平成14年度以降の四塩化炭素に関する調査では、環境基準を超過する土壌・地下水の汚染は確認されておられません。このことから、同法第4条の調査対象にすることは難しい状況であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 野並議員の学童保育に関する質問にお答えいたします。

1点目の定員に対する各学童保育所の待機児童数であります。平成19年度の入所児童の募集を10月20日で締め切りをいたしました。その申請者数によります定員オーバーをする児童数でございますが、各学童別に申し上げます。野洲学童保育所49名、北野学童保育所23名、三上学童保育所18名、祇王学童保育所55名、篠原学童保育所4名、中主学童保育所30名、合計179名の状況であります。

第2点目の希望者全員が入所できる手だてについてであります。先に申し上げました定員オーバーしました児童が、夏休みなどの長期休業中のみを希望されている児童数とほぼ同数の学童保育所におきましては、長期休業中のみ学校の教室等をお借りして、季節学童保育所を開設したいと考えております。現在、昨日一昨日、教育長の答弁にもありましたように、教育委員会と協議を進めております。

また、野洲学童保育所や祇王学童保育所のように通年保育といいまして、1年中を希望されている児童が待機になるところでは、既存の公共施設等を活用しまして分割保育などを行い、対応してまいりたいと考え、現在指定管理者であります社会福祉協議会に理解を求めているところであります。

いずれにいたしましても、保護者並びに関係機関と議論を進めまして、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 野並享子君。

17番（野並享子君） まず、教育委員会に図書司書の件ですが、平成15年1月に司書教諭の発令がされていますね。12学級以上には必ず置かなければならないということで、これまで行ってきた生徒指導主事というのは教諭をもって充てるとか、進路指導は教諭をもって充てるとかいうのと同じように、司書教諭も教諭をもって充てるという学校図書館法に基づいて行われておりまして、15年の1月21日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の通達として、各それぞれの都道府県にきちっと任命せよということが言われています。とりあえず、そういう形で任命はされているんだと思いますが、今お聞きしますと、兼務である。兼任になって、連絡調整を行っている。そういう程度では、果たしている役割の位置づけが低いと思うんです。今、生徒指導主事とか進路指導主事とかいうのは、それなりにきちっとそれを仕事としてされているのではありませんか。そういう意味の位置づけだと言われているにもかかわらず、学級のクラスの担任を持って、昼休みは教室なり職員室に張りついていなければいけないということで、図書館に先生がいない。それを学校の図書ボランティアで、今うまいことやってもらっていると言うけれども、それは放棄ですよ。司書が任命されていながら、司書の果たす役割を果たしていない。これはどういうふうにされるんですか。ここが大きな問題だと思うんです。確かに、お母さん方が本の整理とか、それは司書の先生をサポートする部分だと思うんですよ。そこに任務を負わせたのではだめだと思います。やっぱり、昼休み、教室でない子どもの姿が表れるところだというふうに思います。そういう意味で、オアシスになっている保健室とか図書室というのは非常に重要だと思いますので、これは今までと同じようにボランティアと学校との連携の強化でというふうな形では、私は、もう今そんな事態ではないというふうに思いますので、これはもう一度ご答弁をお願いをいたします。

いじめの問題に関しまして、今お聞きいたしておりますと、評価制度やらは非常にいい



というような答弁であったと思うんですが、TBSのテレビのみのもんたさんの「朝ズバッ！」の番組で出されているのが、自己管理シートというものがあって、現役の先生の声で、各教師が目標を立てて、どれだけ研さんに励んだかを管理職が評価をすると。ここに自分の学級にいじめがあるなどと書こうものならば、神経質な管理職ならば書き直しを命じられます。ほとんどは上をねらっていて報告する。だから、自己管理シートの評価が悪いと、給料に反映をするというのが現実あって、物言わぬ教師がどんどんつくられていっているというのと、また東京の新聞で紹介されていたのは、最近はいじめを同僚教師に相談できない雰囲気になっている。学校が管理社会になってしまって、いじめを表ざたにすると、自分の業績評価に響いてしまうので、教師が1人で抱え込んでしまうと。それだったら、最悪の事態があっても、いじめには気がつかなかったと言う方がまだましになるという。こういったところが、今、評価制度の中で起こってきていますし、また、福岡県では校長の業績評価書というのがつくられていて、この部分で教育目標の達成に向けて、校内組織をまとめて13項目、校長の能力、意欲、実績というのをSからDまでの5段階で評価するということが現行行われております。こういった形で数値目標が上げられていまして、今、教育基本法を変えるということで国会で大問題になっていきますけれども、この中で教育振興基本計画というのをつくるということになっていきますね。それを2003年の3月にひな形として発表しているのが、中教審で出されているのが5年間でいじめは半減をするという数値目標が出されているのです。こういう数値目標が出されたら、昨日今日の答弁の中で、いじめの問題がさも何か頑張ったら解決するというふうな形に答弁されていますが、数値目標で明らかになったら5年間で半減をしないといけない。野洲の場合だったら、8件のいじめがあると言われていたんだったら、これを4にしないといけない。そういう数値目標で評価がされるんですよ。学校が評価され、教育委員会が評価されるという。そういう状況で今来ている中で、資質の向上とか外部にも開かれたとか、今こんな状況じゃないですよ。こういう問題を現場で教鞭をとっておられた先生ならば、よく現実をおわかりだと思っただけですけども、本当にこういう部分で教師が評価されるということがいいのかどうか。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

競争主義も起こっていないというのが、中高一貫によってはそういうのは起こっていないようなことをおっしゃいましたね。しかし今、中高一貫の中学校に受験希望者が殺到しているのはご存知ですね。結局、試験というか内申書というものによって入学が決まっていますでしょう。そうしたら、結局、中高一貫のところに入るために、小学校の段階で受

験競争が起こっているんですよ。だから、うつ傾向にある部分でも、受験のそういうところに切迫しているところで数値が高いんです。小学校でも6年生が一番高いんです。中学校でも3年生が一番高いんです。そういうストレスが子どもの中にあるという状況ですね。そういうのがあって、どうしても子どもの中にストレスがたまり、それがはけ口としていじめに行くというような問題が起こっているわけですから、やはり、これはいじめの問題に関しまして、この間読売にも出ております、アメリカとイギリスとフィンランドと。フィンランドの教育というのは、子どもの数が18人ぐらいの学級なんです。こういう小さなところで、子どもらによるクラスで、子どもらが入って行ってリーダー役という形で対応していると読売に書いていましたけど。また、イギリスの部分でも書いていたのは、一番有効なのは生徒による助言と見るということで、学校の雰囲気を変え、いじめ問題について語り合える環境をつくることだと。子どもら同士の中のそういった部分をしていくというような状況にしようと思ったら、クラスの中で競争をしているような、けり落として私は中高に行かなければいけないというようなことをやっているところでは、こういう雰囲気はできません。そういうところがあります。

そして、全国一斉テスト。これも今、一定以上のレベルがあるかどうかとかいうふうなことをおっしゃいましたけれども、実施している東京では本当に悲惨な事態になっておまして、東京は選択制も導入されている関係で、本当に最悪な事態だというふうに思います。小学校の1年生で入学がゼロというような学校が起こっている。そのために、その学校ではレベルを上げるために必死になって勉強を詰め込む。子どもらが、本当にストレスをためて行っているという現実になっておりますので、こういった一斉テストで評価を序列的に行うということは、子どもらに分断を持ち込みますし、これは本当にやってはならない。一斉テスト、もうやんぺ、参加しないとやっている自治体がありますね。野洲市ではそういうことを考えておられないのでしょうか。

学童のことにつきましては、今、待機児童の問題で、分割で行うという。これで、本当に希望者全員が入れるんですか。待機希望者全員が入れるのかどうか、その確約をお願いします。それと、夏休みの季節学童という形で学校と言われましたが、子どもプランの内容は、学童とはまた違いますね。水道設備がなくてもいいし、おやつは出さなくてもいいという形になっておりますので、学校で行うからと言って子どもプランの状況にならないように、学童としてのレベルをきちっと確保されるのかどうか、これの確認をしておきたいと思います。

それと、地下水汚染の問題ですが、観測井戸がモニタリングが50メートル。これはもう今50メートル段階ではありません。18年も経っていますから、100メートルも下に下がっています。この深井戸を調査してください。三共のところで100メートルのポンプ。なければ、ポンプを設置してください。そのレベルでないというのならばですが、50メートルや10メートルでは、もう出ないんです。そういうことをされるのかどうか。そして、この間の県議会の中で、共産党がこの問題でも質問をいたしました。知事さんは、この野洲の四塩化炭素の問題については原因を究明したいということをおっしゃっています。今まで18年間放置していて、本当に特定する場所はない、ない、ないと一貫して何の手だても打ってこなかった18年、18年間がどれだけ取り戻せるのかわからないんですが、せっかく知事が原因を究明したいということをおっしゃっています。今の話を聞いていますと、特定施設でないといけないし、3条はだめ。4条は、もうあまり上に出ていないし、中にもないしだめという形で、野洲があきらめてどうするんですか。野洲があきらめてしまったら、もうこれでおしまいですよ。原因わからず、これから50年でも100年でも、四塩化炭素が地下でなくなるまでくみ上げるんですよ。それを、今の時点でこの行政がしっかりと認識をして求めない限り、市民の安全・健康を守っていくことができないのと違いますか。行政のそういう姿勢を求めたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） ただいまの野並議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、学校司書の件でございますけれども、確かにおっしゃる平成15年に学校図書館法が改正されまして、学校に司書教諭を置く。ただし、その司書教諭につきましても、いわゆる別に人を持ってくるのではなくて、学級担任、あるいは担任でなくても兼任という形をとっております。ただ、おっしゃりますように連絡調整という表現は、その学校における図書館教育の充実の1つの重要な役割と私どもは認識しております。繰り返しますが、やはり学校に司書を置いたという設置の目標は、学校における図書館教育の充実であることには間違いありません。ただ、いじめということで関連づけてご質問をされましたので、いわゆるいじめ問題については、教員だけではなく、地域、保護者すべてがそのことについて関わっていくということが重要であることは言うまでもありません。その意味において、確かに保健室であるとか、あるいは図書室等々においては、子どもたちが1つの場であることは間違いありません。そういうような意味におきまして、図書館ボランティアの方がその中で子どもたちと語って下さるとか、あるいは出会って下さるこ

とは非常に重要な意義を持ってくると私どもは考えております。図書ボランティアの方と、それから司書教諭と研修の場を持ちまして、実際交流の場を本年度も持っておりますが、今度ともそういうことを話題にしながら、責任を負わせるという形ではなくて、お互いに子どもたちのためにお願いしますということを、また要請していきたいということも思っております。

2点目の人事評価制度のことに関わってですけれども、目標はライフステージに基づいて設定しております。それは、例えば1年目、初任者研修制度を例えに置きますと、求められる資質・能力といたしましては、初任者におきましては学習活動を中心に教育活動に関する基礎的・基本的な職能執行能力を身につけるといふようになっておりますし、23年以降の者につきましてはもっと管理的な、あるいはその経験を生かしたということが求められております。といたしますのは、それぞれの年齢あるいは経験に基づいた目標を設定するというところで評価を行っていくという形になります。もちろん、面談も2回あるいは3回という形で管理職と面談を行いながら、常にそれで大丈夫か、いけているのかということで、進捗状況を図っているところで評価していくというところでございます。したがって、過度のものであれば、これはもっと軽くするようにだとか、あるいは軽い場合についてはもう少しこうだったらという形で、常にその関係の中で行われているということをご理解いただきたいと思っております。

特に、1人で抱え込まないということは、昨日の回答にも申し上げていたとおりでございますが、自分で抱え込まないで、常に1つの問題を学年なりあるいは学校全体の問題として解決するという姿勢を持っていくということを大事にしていきたいということで、常に校長等を通じて指導してきたところでございます。やはり、いじめの問題、学校につきましては教師の1人1人の資質向上が、これはすべてについてでございますが非常に大事なことになってきます。これは、先ほど申し上げました人事評価制度のねらいがそのものでございますけれども、例えばいじめにつきましては、心の教育、昨日も申し上げましたが、それがやはり一番ベースになると思っております。そのことについてどれだけ指導していいのか。それから、子どもの心に沿った対応ができていいのか。それは、保護者あるいは地域も含めましてそういう対応ができていいのか。そういう資質・能力を育てていくことが、まずは大事だというふうに思っております。

もう1つ、県立中学校ですが、実はこれが県立中学一環教育で、本年度のパンフでございます。今年で4年目を迎えて、いよいよ、これを見ますと初めての卒業式がとり行われ、

第1期生は高校1年生になりました。今、まさにこれから1時期を終えたところで、今後その発展あるいは動向が注目されるところでございますが、やはりこの目標には、先ほど教育長が申しあげましたねらいが込められております。これがうまく機能していくということを私たちも見守り、参考にしていきたいと考えております。

もう一つ、学力テストのことでございますが、序列化につきまして大変危惧されておられますが、こういうことがはっきり出ております。市町村が個々の学校名を明らかにして結果を公表することはできないということはあるのですが、学校の序列化や過度な競争につながるおそれが払拭できないため、市町村が個々の学校名を明らかにした公表は行わないと言明しております。そして、ただ、子どもたちにはどのような結果が具体的に提供されるかにつきましては、学校は各児童・生徒に対して学習改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を考慮して、当該児童・生徒に係る調査結果を提供することとあります。したがって、私どもはこの調査結果をもとにしながら学校あるいは教育の改善につながっていくことを大事にしていきたいと思っておりますので、この悉皆調査を行い、そしてその結果を大事にした教育行政を行っていきたく思います。

以上で、回答を終わらせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） それでは、野並議員の2点の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、分割で希望者全員が入れるのかというご質問でございますが、少しの精査は必要であると思っておりますが、分割保育と、それから学校の教室を借りることができまして、季節学童保育所を実施しますと、そのことによりほぼ入所できると考えております。

それから第2点目の、夏休みの保育は学童としてのレベルを考えているのかというご質問につきましては、担当課といたしては学童としてのレベルで季節学童保育所を実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 野並議員の地下水保全についての再質問にお答えいたします。

質問の中でもございましたけれども、平成17年度のモニタリング調査でも地下水の一般的に利用しております浅井戸の方では、その野洲市の中の20カ所すべてで環境基準を

超過する値は検出されていません。ご指摘のとおり深井戸の方で、基準値以下ではございますが検出されているという状態から、徐々に地下深くに行っているのではないかと推測されるところでございます。これにつきましては、今後も継続的なモニタリング調査を行いまして、地下水汚染の動向を常に監視することにより、汚染状況の変化があった場合には必要な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上をもって答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 学校図書の問題では、近くの草津市では試験的に何校かで専任の司書の配置をとということが言われております。やっぱり大規模校での配置というのも、また中学校での配置というのも、そういった検討をする必要が出てきたのではないかと考えます。お母さん方が学校に行っていたかどうかという事は私はいいいことだと思います。すごく喜んでというのか、行っておられます。しかしながら、やはりそれは先生ではありません。先生としての担任との連携はとれません。ここの中に、きちっと教師としての位置づけをしていただくというのが必要ではないか。小規模校は、またこれも大変。以前、三上小学校に行ったときに、教師の人数が足りないので昼休みに図書室が閉まっておりました。それで、この図書ボランティアを導入されたのですが、小さいところは教師が足りない。だから、本当にそういったところにきちっと配置をしていくのが、今求められているのではないかと思います。

いろいろありますが、答弁で漏れていた学力テスト不参加ということは考えてはおられないのかということに対する答弁がありませんでした。それは、これからの問題としてもきちっと位置づけをしないといけません。市町村の公表はしないということをおっしゃっていますが、結果を見てどうするのかという、その結果を見て、何をどういうふうにするのかということのも、来年するということでしたら、その考えておられる点をお聞かせ願いたいと思います。

地下水の問題に関しまして、結局はモニタリングで見ていくということで、私は今、100メートルの井戸を掘れと言ったんですけど、それに対する答弁がありませんでしたが、この問題をもう一度、10メートルのところなんて、今調査していたって無駄なんですよ。今の現実に合わせて下さい。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほど、学力テストをするかしないかということでござい

ましたが、私の先ほどの回答の中で不十分だったことをおわびいたしたいと思います。実施の結果を大切に、今後のあり方についてということでございましたが、この意味におきましては実施するというご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、その結果につきましては、今、この文科省のデータを見ますと、来年の9月に総合的な結果が出る予定になっております。特に、この調査につきましては、単に今は6年生で国語・算数、中学校3年生で国語と数学ということでございますが、その学力テストの結果と同時に、先ほど教育長が答弁で申し上げました学習環境等々の問題もあわせて調査していくことになっております。その背景には、学力とそれから生活等々の関わりが深く問われているところでございます。そのことが結果として出てきますので、野洲市あるいは県内の状況を踏まえた上での結果として、それからどのようにしていくのかその関連性、あるいはそこから生まれてくる当市の課題等が見出されてくると思いますので、そこで今後の対応を考えていきたいと思います。ただ言えることは、学力と、それから生活環境等々の関連におきまして、今後の対策を考えていくということになると思います。

以上で回答を終わらせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 野並議員の再々質問に答えさせていただく前に、先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど市内の深井戸から環境基準値を超過した数値は検出されていないと申しましたが、浅井戸は確かに検出されていませんが、深井戸は2カ所検出されてございます。これにつきましては、ちなみに三共株式会社の上流側に当たるところでございます。

それから、深井戸、100メートルの井戸を掘って調べないのかというお答えでございます。これについては、現時点では掘るとも掘らないともお答えしかねます。引き続き、先ほど申しましたように継続的なモニタリング調査を行いまして、その中で必要な対応に努めてまいりたいということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時30分といたします。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13号、第11番、藤下茂昭君は議場におられませんで、会議規則第51条第5項の規定に基づき、通告は失効しました。

次に、通告第14号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中でございます。

質問に入らせていただきますが、飲酒運転で幼い命を、あるいはいじめや生活苦により自らの命を、また虐待で幼い命が奪われたり、介護疲れで親の命を奪う、そのようなニュースが連日流れる中、今後の日本を心配するのは私1人ではないはずです。それを受けて、今年1年の世相を1文字の漢字で表す恒例の行事が11日に京都の清水寺で行われ、「命」という文字が発表されました。清水寺の森貫主は、「命」が選ばれたのは、人々に深い苦しみが潜んでいる表れで、命を敬い尊敬し合うことに心して、今日の字を書いたと話されております。命の大切さ、本当に教育の中で子どもたちにもしっかり教えていただきたい、そんな思いをしております。

それでは、通告に従いまして、いじめの問題から3点ほど質問をさせていただきます。

いじめの問題に関しましては、今まで何人もの議員さんが聞いておりますので、同じような答えを聞いても全く意味がないので、通告書では今後の対策とかいろんなことを書いておりますが、この間、矢野議員が、小学校でいじめにより不登校になっていると。その部分のどのような対策をされているのか、その子どもが今何年生なのか。それと、学校でどういう対策をされているのか、教育委員会でもどういう対策をされているのか、その辺のことをちょっと詳しく話をして、1つの例としていじめ問題にどのように学校と教育委員会が取り組んでいるのか。その辺のことを、ちょっとお聞きしたいと思いますので、その辺の答えをお願いします。前に言ったいろんなものは結構です。

それと、2番目の学童保育所の今後なんですけど、これも先ほど野並議員さんが聞いておられたように、定員の増加の解消とか、いろんな答えはもう結構なんですけど、学童保育所の対象学年、今、守山や近江八幡やこの近辺では小学校3年生までが学童保育所という形の中で、野洲市は13年度でしたかね、から6年生までやったと。今、非常に、さっきも言ったように定員がふえて、募集をしたらさばけないと。その辺の部分で、もちろん後でも聞きますけど、予算的な部分とかいろんな部分があると思うんですけど、その辺でどういう考えを今お持ちなのかということと、それと大規模なやつは分割なり、いろんな形の中で対処していくという話なんですけど、それも対象学年をどうするかによってまた変わってくる問題だと思うので、そういうことなんです。それと、放課後子どもプラン事



業計画について、教育長はこの間、12月にそういう策定委員が検討していくと。今の野並さんの答えでは、学童保育所なりに考えているという答えが福祉の方からありました。その辺のきちんとした話し合いができて、どういうふうに来年度からされていくのか、その辺のこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、3番目の住宅用火災警報器の設置促進についてですが、大切な生命・財産を守るために消防法及び火災予防条例の改正により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられ、平成21年5月31日までにすべての既存住宅に設置を求められています。それを受けて湖南広域の消防本部と行政が推進されているように聞いておりますが、現在の取り組み状況をお聞かせ願います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 田中議員のご質問についてお答えをさせていただきます。ただ、これは子どものプライバシーに関わる件でございますので、本当の概要につきましてのご説明に終わらせていただきますことをお許しいただきますよう、概要につきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

いじめにつきましてですが、現象といたしましては言葉や態度の誤解から謝罪を集団で要求し、本人が恐怖を感じ、学校に行きにくくなっただけでございまして、加害児童は指導、反省済みでございますけれども、被害児童と保護者の納得が得られず、継続指導中でございます。また、同じように管理職あるいは学級担任、それから教育相談、そして市の教育委員会の担当の者等が協議を重ねながら家庭訪問を通しまして指導あるいは環境改善を図っているところでございます。特に、学級あるいは学年等の雰囲気改善を図りながら、よりよい方向に向くよう取り組んでいるところでございます。残念ながら、本人は現在も欠席中でございます。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 田中議員の学童保育所の今後の考え方と放課後子どもプランの検討についての質問にお答えいたします。

まず、第1点目の待機児童の解消策につきましては、先ほど野並議員のご質問にお答えしましたとおりであります。

第2点目の学童保育所の対象学年についてですが、従来は議員おっしゃいましたように、

おおむね小学校3年生までを対象にしておりましたが、平成13年に国より小学校4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう通達がありました。下校途中の事件等もあることから、高学年であっても留守家庭の子どもたちの安全を守るために、現在は小学校1年生から6年生までを対象にしております。

次に、大規模学童保育所の対策につきましては、先ほど野並議員のところでお答えいたしましたように、分割をしていくという方向であります。

第4点目になりますが、放課後子どもプランの事業計画策定と実施についてのご質問でございますが、放課後子どもプランは、国が放課後児童健全育成事業、といいますのは学童保育所ですが、それと放課後子ども教室推進事業を連携させるプランであります。このうち、放課後子ども教室推進事業につきましては、従来地域主体で実施されてきました地域子ども教室が母体として期待され、本市では2つの事業の連携を図るため、地域子ども教室の現状を維持しながら、関係者から成る運営委員会の設置とコーディネーターを配置し、長期的・短期的な両面で事業計画の策定を行い、家庭・学校・地域の協力を得ながら、本市に合った放課後子どもプランの実施を目指したいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中孝嗣議員の住宅用火災警報器の設置促進についてお答えをさせていただきます。

設置促進につきましては、市民への周知といたしまして、市広報、湖南広域行政組合広報、半鐘だより等に掲載をさせていただくと共に、4月に市役所で行われました防災ミニフェア、自主防災組織等リーダー研修会、野洲市地震災害総合訓練、自治会や各種団体等を対象とした訓練活動、今年度は現時点で63回の開催をいたしておりますが、等々の機会をとらえまして、パンフレットの配布や設置の呼びかけを市と東消防署で行い、浸透を図っておるところでございます。

現時点では、初年度でございますので、まず市民への浸透を図ることを主眼として啓発に取り組んでおります。聞き及んでおりますところでは、自治会で購入し配布をされたところ、また自治会で購入希望を取りまとめ、購入されたところ等があるようでございます。また、販売業者に関する問い合わせもでございますので、徐々にではありますが設置していただいている方がふえてきているものと受けとめております。なお、既存住宅の義務化の適用期日でございます平成21年6月1日に向けまして、今後さらに普及啓発に取り組ん

でまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） まず、いじめの問題から。私が聞きたかったのは、いろんな形の中で指導しているとか、何か聞いているんですけど、細かく親と何回会って、また子どもさんにはどういう話で何回も行っているのか。休んでおられるのだったら授業が遅れてきますね。昔もよくあったように、お友達やらが今日習ったこととか、いろんな形の中で支援をしていただくことが、今の担任とか学校はどのような形の中で取り組んでくれているのか。何か言葉だけでいじめを解決するのじゃなしに、本当にみんながそういうことに気を使いながらやってくれているのか。この辺も聞きたかったんですよ。そういうことができていなければ、こういういじめの問題は全く解決しない部分があると思うんですよ。だから、その部分をはっきりと言っていたきたいのと、教育委員会はどのような動向をしてやっているのか。教育委員会は命令するだけなのか。あとは皆、学校に任せ切りなのか。教育委員会が指導をしていた、それで動くものなのか。正直な話、我々から物を考えれば、教育委員会も学校の先生、小学校も学校の先生、学校の先生が今、こういう問題になってきているのは、PTAというか父兄のそのような形の中で信頼感が失われてきている。隠ぺい工作とか、テレビではいろんな形の中で教育委員会がやっている。同じ人間がやっていたって、果たしてそれがうまくいくのかどうか。その辺のこともはっきりと答えていただきたいと思います。

それと、先ほど地域とすべて連携をしていると。地域といろんな形で連携をして、いじめをという。教育委員会は、これは小学校とか中学校、今も野洲中にもいろんないじめがあるということも応援でいただいたんですけど、もちろん学校だけではなしに、今やっている学童保育所の中でもやっぱり子どもさんがいるのだから、そういう中でもいじめがあると思うし、もちろん地域でもいじめがあると。それを、教育委員会さんはきちっと連携をとってやっているのか。その辺がもうひとつ見えてこない部分があるんですけどね。教育委員会は学校だけのことだから、学校のいじめだけを対処したらいいとか、そういう考えなのか。野洲市の大切な未来を担うような子どもを、やはりすべてのところからやっていかないといけないということだと思うんですけど、その辺の連携がきちっとできているのかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

学童保育所も同じことが言えると思うんですけど、やはり、今530人ほどの子どもを

預かっているという形の中で、いじめとかいろんなものが発生していることもたまに聞くわけですけど、教育委員会さんと学童さんがきちとした中で連携をして、そういうことがないのか。学校から帰ってきて学童へ行って、その中で、あるいはまたそのいじめも学校へ持って帰るというような形なのだから、その辺の連携が目に見えてこない部分がありますので、その辺の連携をきちとしておいていただきたいということの答弁をお願いします。

それと、先ほどから言っているように、非常に市長、野洲市は子どものことやったら幾ら金を使ってもいいという考えなのか。これは学童さんも、どんどんどんどん人がふえてきたら予算的にも相当な金額にもなってくると思うので、財源的にも非常に厳しいのだけど、野洲市は働くお母さんを支援するという形の中で、そういうきちとしたものを建てて、どこまで支援していくのだという線がなけりゃ、ふえたから急に予算をつけて対処していくというような話では、なかなか5年、10年先、そういうことがどうなのかということと言わなければいけないと思うので、その辺の考えを市長にお願いを申し上げたいと思います。

それと、小学校の3年生までを対象にするのか、来年度ふえた部分を分割なり、季節学童保育所をこしらえてやっていくと。来年度は今年よりもどれぐらいの予算を見ておられるのか、これがまた来年、再来年、それぐらいになったら、またそれを積み重ねて予算をしていくのか。それとも、やはりここで学童保育所をきっちりと見直して、どういう形の中でやっていくのか。そういう答えをいただきたいと思います。

それと、放課後子どもプランなんですけど、これは教育委員会が本来取り組んでいただかなければならないし、文科省も19年度から予算的に1個開設で100万円ですか、事業費として128万円、これは国と地方で、国が3分の1しか出てきませんが、こういう補助金をもらいながらやるのか、来年度は季節だけだから、そういう補助金は全く関係なしに野洲市独自でやっていくのか、その辺のこともわからないのと、会派の勉強会でしたかね、会派の勉強会のときは、今やっておられます地域子どもプランの中で、暫時やりながら見ていきたいという話を聞いたと思うんですけど、この間の全員協議会では、季節だけ、夏休みをそういう形の中で放課後子どもプランを実施していくという話に変わってきているんですけど、1週間ぐらいでころころころころ話が変わってきているのは、果たして来年も、これは夏休みだけど、4月からきちとした形の中で線を出さないと補助金ももらえないと思うのだけど、この季節だけで補助金が出るのか。その辺のことと、きち

つとした策定委員を福祉の学童保育所と検討をしてもらわないことにはいけないと思うんだけど、話を聞いていると学童保育所の方はこっちだ、教育委員会はこっちだとばらばらにしゃべっているような感じがするのだけど、その辺の話し合いはきちっとできているのか。大切な子どもをどういう形の中でやるのか。そういうことが見えてこないの、その辺についてもきちとした答弁をお願いを申し上げます。

それと、住宅用の火災警報器なんですけど、今、聞くところによると、湖南消防と一緒に推進をしていただいて、各自治会の方も購入をされたという話もお聞きしたんですけど、湖南消防署が職員組合ですか、何社から見積もりを立てて、一番値段を出して、値段を言っているのか言ってないのか知らないのだけど、そういう形の中で何ぼやという形の中で、消防関係の方とかいろんな方にだけ知らせているような話も聞いております。

これは京都市の例なんですけど、京都市は火災警報器がなぜ普及しなかったのかという形の中で、やっぱり阪神大震災の後であって、災害の目がほとんど地震の方に向けられたということと、消火器などの訪問販売がいろんな悪質な形の中で、そういうことを取りざたされて、なかなか普及ができなかった。それと、価格面での信用がなかなかなくてできなくて、18年度に京都市が購入を防災協会に出して、防災協会が一括で購入をして、地域、この辺で言えば自治会なりいろんな形の中で、市民の皆さんに安く販売をするような形の中で今年政策をされているんですね。聞くところによると、3個1万円で入札をされて、これは5年計画で18年度から22年の中で、今、1万4,000円ほど申し込みがあり、来年の1月中には市民の皆さんの手元に入るという形の中での事業を展開されていると。3個1万円というのは、結構安い金額ですので、湖南消防の話を知っていると1個5,000円近いような話でしたのでね。これは京都市が購入代金を防災協会に一括で預けて、そのかわりに市民から買っていただいて、市民からお金をいただいてまた返してもらおうと。一時、購入を立て替えてやるという形でされているんですね。市長、できることなら、野洲市だけじゃなしに、消防は湖南広域4市でやっておりますので、できることなら4市の中で一括購入をして、できるだけ安く市民の皆さんに提供をし、皆さんが安心・安全な生活を送っていただくためにも、そういう形の中でやっていただければありがたいなと思いますので、詳しい資料は、また後で届けますので、その辺の湖南広域の中でそういう話もしていただければありがたいと思うんですけど、その辺の見解をちょっと市長にお聞きしたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 田中議員からのご質問でございますけれども、その取り組みについてでございますが、非常に子どもは熱心にやってくれていると理解しております。今、議員おっしゃったように、本当に大事なことをおっしゃって下さったと思うんですけども、子どもや保護者の思い、願いに沿った形で、子どもが学校と連携をとりながら、連携と申しますのは、現状を知って、そして今度どういうふうに取り組みをやるかといった話し合いの中で、学校として取り組んでいただくということになると思うのですが、その取り組みを今後とも進めていって、一日も早い登校をされることを子どもも取り組んでいきたいと考えております。

それから、2つ目の件でございますが、本当に議員おっしゃるとおり、いじめはいつでも、どこでも起こり得るという視点に立っていかなければならないと思います。ところが、最初に議員がおっしゃったところで、不幸にしていじめによる自殺ということが学校で起こったということもあるのかもしれませんが、学校教育、あるいは学校に焦点が当たり過ぎていたということは、私も今聞かせていただいて反省しているところでございます。本市におきましては、県からの指示伝達につきましては、本来ならば小中学校だったんですけども、その後幼稚園の園長会でもおろしてきまして、範囲を広げたところでございます。ただ、おっしゃいますように学童、あるいは他の少年、子どもたちが関わっているところにも当然起こり得るということはありますので、そのあたりも啓発、あるいはその対応についてのことを図っていかなければならないと思ひまして、今度ともそういうことに取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 学童保育についてお尋ねですが、平成13年から広域的に取り組んだというのは、もともとはやっぱり3年までなんですね。ところが、3年生の方が4年になったときに、放課後行くところがなかったということから、だんだん年齢が上がってきて、それでは気の毒だ、かわいそうだということで6年までやったんですが、今現実の問題、もう物理的に無理なんですよ。この前質問されたときに、小学校の半分ぐらいの教室を建てなければならぬだろう、各学区ごとに。だから、私は学童保育そのものは、やっぱりもとの3年まででやめて、しかし、それにかわるべきものは考えなければいけないだろうと。だから、先ほどから出ておりますように放課後プランですね。これをもっとうまく活用できないかなという思ひをいたしますが、昨日の奥村議員さんの質問で、ちょ

っと言葉を濁した点があったんですが、その辺が市の執行部と教育委員会とのうちのうまうまいっていますよ。国全体の組織の中で、その辺がうまうまいかない。だから、私は、やっぱり学校の子どもさんはやっぱり学校の子どもさんです。放課後はよその子どもじゃないですね。私はそういう立場に立って、物を考えていきたいと思います。

それと、保護者会の皆さんもいろいろと心配をされまして、高度な保育を要求されますので、私もできるだけことはやっぱり応じていきたいという思いはしていますが、やっぱり先立つものは費用でございますから、高度な保育をしながら数多くの人を預かる。これはもうベターなんですけど、そうはいきませんので、数多くの人を預かろうとすると、やっぱり若干の無理をしてでも経費の削減をしていかなければいけない。だから、その辺ですが、何と申し上げても、やっぱり放課後プランをうまく、これは野洲市独自のものをつくってもよろしいと思うのですが、教育現場の皆さんにご理解をいただければ、そういうこともしていきたいと思いますが、何ぼ金が必要でも学童保育は続けるということは、若干将来危ぶまれますので、やっぱり基本的な3学年に戻して、それにかわるものを何か考えたらどうかと思っております。以上です。

それと、火災報知器。これは自治会長さんと一遍お話し合いをしたときに、それぞれの自治会でもう既に取り組んでおられるところがあるんですよ。だから、市がまとめてやるとなると、また天の声だとか何やらややこしい話が出てくると、もうやっぱり……。

(「京都市がやってるのやから」の声あり)

市長(山崎甚右衛門君) いや、よそはよろしい。うちの中では自治会単位でやっておられるように聞いていますので、そのぐらいの大きさでやってもらった方がいいのやないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長(田中榮太郎君) 教育部長。

教育部長(南喜代志君) 田中議員の再質問にお答えを申し上げたいと思いますが、特に、放課後子どもプランに関しましてのご質問へのお答えになろうかと思いますが、この子どもプランに関しまして、プランの策定は平成19年から21年の3カ年となっております。ただ、基本としてまず押えなければならないと思っておりまして、そもそも子育てそのものは家庭・地域において行うというのが、まずは基本ではなからうかなと思います。そうした上で、いろんな条件の家庭もございまして、子ども、児童がおりますので、そうした中でいろいろ学童保育だとか、放課後子どもプランだとか、そうしたものが出てくると思います。市内の小学生、1年生から6年生、相当数おりますが、その中でいわゆ

る500名そこそこの学童保育をどうしていくのか。また、それとかぶる部分も出てくるかもわかりませんが、重複する部分もあるかもわかりませんが、放課後子どもプランをそこへどのように乗せてくるのか、連携するののかという話になると思いますが、実は、去る12月6日の校長会におきまして、季節学童保育所として使える部屋を、現状それぞれ学童保育として学校の特別教室を使っていたいただいているわけですが、さらに加えてもう1室出せないかと、あけられないかと。それは、学校経営の上で支障がない、あるいは一定の条件がクリアされますならば、こういうような教室も使っていたいただいても支障がないのではないかなと。こういうふうなことを申し上げて、校長先生方と協議をしております。その中には、学校の施設の中でのいろいろな責任の分担、あるいは区分の問題も含めてですけれども、こういうことも協議をいたしました。それらを受けまして、この12月20日に関係課、あるいは機関によります準備会を開催をいたしまして、この放課後子どもプランの中身、あるいはやり方、そうしたものを詰めていきたいと思っております、市民健康福祉部の児童家庭課、あるいは指定管理者であります社会福祉協議会とも一緒に協議をしていきたいと思っております。

そうした中で19年度の来年度の夏休み、長期休業期間中の季節学童保育所を、従来の地域子ども教室との事業を乗せてやってみて、あくまでも季節学童保育所がベースになります。でないと、中身が薄くなったりとか、いろいろな学童保育のノウハウそのものも学童保育所の方で持っておられますので、そこに地域子ども教室を乗せてくる。あるいは、放課後子ども教室の事業を乗せてくるという考え方がありますが、これを第1ステップとして試行をしながら、それ以後の本格的な実施に向けて、いろんな課題の整理とか、問題点の整理とかをしていってはどうかと。今のところそのように考えております。

また、補助金の活用あるいは流れについてどうかというご質問もございましたが、国の方は相変わらず2本立てなんですね。厚生労働省は放課後児童健全育成事業、そして文部科学省は放課後子ども教室推進事業、これは一般会計なんですが、それを国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1とくるわけですが、県の段階でそれを一本化する。あるいは、県は基本的には教育委員会と受け皿を考えているわけですが、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的、あるいは連携して実施をして下さいという流れで降りてきているわけですけれども、なかなかいかんせん、地域子ども教室も平成16年、17年、18年、3カ年の国の委託事業で100%国の費用で実施をしてきました。市内も、以前に申し上げたと思いますが、今年18年度で野洲学区のわくわく教室がスタートしまして、全学区



すべてでそうした地域子ども教室をやっておりますが、この地域子ども教室は、学校が週休2日制になって、土日の受け皿をどうするかというのがもともとの発想であります。したがって、土曜日、日曜日の子どもの居場所、受け皿をどうするのかというのがもとの発想にあります。一方、放課後児童健全育成事業は月曜日から金曜日、あるいは土曜日の放課後子どもをどのように受け皿としてやっていくのか。発想がそれぞれ違うわけですが、これを一体化、一本化していこうということになりますと、急に右を向いて走っていたのが左にというのは難しくなりますので、一定の試行段階を踏んでから、そのプランをきちっと立てて、そして実施をしていこうという思いでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

いずれにいたしまして、今後準備会とか地域教育協議会の皆さん方と相談をさせていただきながら、方向性を定めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） それでは、田中議員の再質問にお答えいたします。

学童保育所についての平成19年度はどれぐらいの予算を見ているのかというご質問でございますが、今、先に教育部長の方よりお答えがありましたように、現在教育委員会や運営主体であります社会福祉協議会といろいろ協議をしておりますので、担当といたしましては申請者数であります659名分について予算化を考えております。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは、もう最後の質問をさせていただきます。

いじめなんですけど、一生懸命献身的にやっていたらというのわかるんですけど、これはいつも聞いていても同じような答えなんですよ。いじめの問題にしても、何にしても、献身的に努力している、いろんなことを努力している。その成果は1つもないんですよ。

結局、私が一番思うのは、学校に相談に行っても、いろいろな教育の問題、なかなか会議中や忙しいと言って、余り取り合ってくれないとか、教育委員会に電話したら、学校のことだから学校に言ってくださいとか、そういう部分がたくさんあることは親御さんから聞いているんですね。そうだから、この間も駆け込み寺の話もされていたんですけど、親

がどこへ行って相談したらええのか、どういう話をしたらええのかわからないところがあると。気の強い人は、ぎゃぎゃっとどなり込んでいかれる人もおられるだろうけど、やっぱり世の中にはおとなしい、私みたいな人もたくさんいるんですから、そういう方がどういところへ行ったらいいのか。そういうことも、きちんと私はしていただきたい。教育研究所もできて、私も大分あれしていたんですけど、何をするとおころなんですかとってたんですけども、学校の先生を指導するところだと。学校の先生を指導していますという話なんですけど、教育研究所ができて学校の先生がよくなったかといったら、そんな話も聞かない部分がありますので、できることならそういうところで親がちょっとでもいんなことを相談できるような場所も提供していただいて、やっぱり親御さんと保護者の方と学校が信頼関係を築ける、そういう関係が一番ベターだと思いますので、その辺のことも十分に考えていただきたいし、その辺のこともどうなのかも、最後に答弁をいただきたいと思います。

それと、この地域子どもプラン教室、7区でこの間からやっているとおっしゃっていました。中主は、余りこんなのをやっているという話は聞いたことがないんですけど。旧野洲の方はやっていると思うんですけど、旧中主地区はコミセンも建ったところですので、またもう一つの方はコミセンがまだこれからという形の中で、子どもプラン教室、これをするのは、月に1回か2回だけの話なんでしょう。それと、それを試行して学童保育所というような、学童保育所は毎日授業が終わったらそこへ行ってもらわないといけない部分があるので、全然感覚が違うんじゃないかと私は思っているんですけどね。

それと、市長が先ほどおっしゃったように、とてもじゃないけど、物理的には無理だと。予算的にも、これから先どういう形になっていくか難しい部分があるというなら、やっぱりきちとした放課後子どもプランを早急に立ち上げていかないといけないと思うんですよ。片一方で福祉はもう人がいっぱい、どうしようかと一生懸命考えているけど、こっち側は悠長に、それじゃ、これから試行して考えますわという話はおかしいと思うんですよ。1つの野洲市の大切な子どもなんです。福祉は一生懸命必死になってどうするかという話なのに、教育委員会はこれから試行します、試行して、どういう形につくっていくか考えますというのは、私がおかしいと思うんです。その辺の連携が全くできていない。頼りない話なんですけどね。その辺のことも、もう一回答弁をいただきます。

市長、火災警報器は、確かに問題は今までの方があったんじゃないかと思うんですよ。というのは、湖南広域が消防団やら知り合いだけに話を持っていった部分とか、いろんな

部分があって、やはり全市民の皆さんに公平に情報が流れていない部分があるんですよ、一体幾らなのかとか。この野洲市のやり方は、やはり市民の皆さんに少しでも安く提供したい、安心・安全で、悪質な訪問販売とかそういうものを避けるためにも、そういう形の中でされているので、問題があるのかどうか私もわかりませんが、京都市がやっていることだし、問題はないということと、市民みんなが平等に、できるだけ安く買っていただいて。安心を提供するという試みはやっぱり必要だと思うんですけど、その辺のことはまた広域にご検討いただいて、広域議会の中で、自分の中でも管理者にも言っておきましたので、またそういう話をしてもらいますという話をしておきましたので、一つお願いをして最後の質問とさせていただきます。

答弁だけ、ちょっとお願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 保護者が一番信頼関係を結んでいかなければならないのは、担任が原則だと思います。担任が子どものことをよく知り、そして保護者との信頼関係が結ばれていくことによって、子どもたちへの教育はさらに充実していくと思うのですが、そして担任から学校というところで、開かれた学校へという意味で、さらにそういう開かれるというところで学校にも相談していきたいと思います。

実は、昨日紹介させていただいたんですけれども、この心のダイヤルの中には、いじめのこと、学校、友達のことには足されていまして、家あるいは子育てのことと書いてあります。保護者にも対応している内容だと思いますので、このことは、今、子どもを通じて渡しておりますので、保護者もまだ十分周知されていないと思いますけれども、このことも保護者に周知する中で、より開かれたチャンネルをとということで取り組んでいきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 田中議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど、福祉は定員がオーバーしてやきもき思っているのに、教育委員会は悠長なことを考えて、これから試行というのはどういうことだというお話なんですけど、短期で対応すべきことと、しっかりと仕組みなり制度を考えてからやり出すこととは、当然次元が違ふと思いますので、当面、定員がオーバーしている人数に関しましては、これは聞いて

ておりますと、季節学童の子どもたちがオーバーをしているということですので、早速12月6日の校長会で季節学童の部屋を何とかできないかという協議をさせていただいたところございまして、教育委員会はそれらも含めて検討をしておりますが、今後、福祉と一緒にあって子どもの放課後子どもプランをどのようにしていったらいいのか。この子どもたちの背景には家庭もございまして、保護者もございまして、地域もありますので、失敗をするわけにはいきません。慎重にきちっと制度をつくり上げていく、あるいは仕組みを考えていく必要がございますので、こういう対応をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 教育委員会のことを大分ご指摘をいただきましたが、田中議員の質問の中心課題はいじめの問題であると認識をいたしまして、いじめにつきまして校長会あるいは教頭会等を通しまして、何回も指導をしておりますポイントを少し申し上げます。私の方からの指導事項でございますが。

（「それがおかしい、指導というのはおかしい」と発言する者あり）

教育長（大堀義治君） 聞いてから。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩。自由な発言はやめて下さい。

（午後3時19分 休憩）

（午後3時19分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長（大堀義治君） いじめにつきましては、これは人ある限り人権をと言いますけれども、人間が住んでいるところには、人権侵害とか、あるいはいじめとかいうものが、いつも、いつ発生するかわからないんだと。そういうような意識を常に持って、徹底的にそういうような子どもの集団の中の状況を点検をするとか、調査をするとか、これはやっぱり怠ってはいけない。これはずっと、今回はいじめが話題に上がっていますが、今後も力を抜いてはいけない。そういうことを1つ言っています。

それから、私の経験から、いじめの発端になりますのが言語です。子どもたちの言語環境。これは、大人の世界でも言えますけれどもね。いわゆるちょっとした言葉で相手の心も傷つけてしまう、そういうようなことがあります。かつて、中主町の時代でございますけれども、いじめに関わります国の指定を受けまして取り組んだことがございます。これ

は、言語環境をもっとよくしようということで、先生が、これを言うてはいけませんというのじゃなしに、子どもたちがこういうようなことを言わないようにしようというように相談をいたしまして、たくさん出てまいりました。たくさん出て、一遍にそんなことは治らないから、1つでも、2つでも、子どもたちが集団の中で決めて、そして楽しい、明るい学級づくりに努めましょうと。特に、集団の最小は班活動ですから、班の中でそういうことを話題にしていきましょう。こんなことをやったことがございます。それが、言葉をかえまして校長や教頭に言っていますのが自治集団の育成。先生の目でいじめをしっかりと見ないといけません。ところが、限界があるんですね。いつも、すべての子どもを見ているわけにはいきません。子どもたちはいろんなところへ行くんですから。学童も行きまよね。そういうことですから、子どもたち自らが自分たちの身近なところにある問題を解決をしていけるように、低学年は低学年なりに考えて、こういうことをみんなで約束しようよというように集団をよくしていく。そういうような集団の育成。その集団の最小単位が班活動だと言っているわけですが、それを自治集団と言っています。自治会の自治でございませぬ。そういうようなことで、今後さらに教育現場とも連携をしまして、あるいは教育現場をサポートしまして進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時23分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年12月14日

野洲市議会議長 田中 榮太郎

署名議員 林 克

署名議員 荒川 泰宏